

第4期大村湾環境保全・活性化行動計画

～ みらいにつなぐ “宝の海” 大村湾 ～



平成31年3月

長崎県

第4期大村湾環境保全・活性化行動計画 目次

はじめに

第1章 第3期大村湾環境保全・活性化行動計画の検証と評価

- 1 第3期大村湾環境保全・活性化行動計画の概要 1
- 2 第3期行動計画の実績 2
- 3 第3期行動計画の目標達成状況 3

第2章 第4期大村湾環境保全・活性化行動計画の策定に向けて

- 1 大村湾の現状と課題 6
- 2 第4期行動計画の策定の趣旨 15

第3章 第4期大村湾環境保全・活性化行動計画の基本的事項

- 1 第4期行動計画の目標 18
- 2 第4期行動計画の方向性 18
- 3 第4期行動計画の体系と施策体系 19
- 4 第4期行動計画の指標 22
- 5 第4期行動計画の期間 22

第4章 施策の内容

- 1 森里川海が一体となった里海づくり 23
 - (1) 流入負荷抑制対策 23
 - (2) 生物多様性の保全 25
 - (3) 里地里山の管理 26
 - (4) 水産資源の持続的な利用 28
 - (5) 海域環境の保全 29

2	みんなで取り組む賑わいのある里海づくり	30
(1)	親水意識醸成への取組	30
(2)	環境への配慮	31
(3)	地域資源の活用促進	32
(4)	流域連携・協働取組の推進	33
3	第4期行動計画指標一覧	35

第5章 第4期大村湾環境保全・活性化行動計画の進捗管理 36

付属資料

資料1	大村湾の概況	37
資料2	用語の解説	47

はじめに

大村湾は、本県本土の中央部に位置し、佐世保湾を介して、針尾瀬戸と早岐瀬戸の2本の水路でのみ外海と通じている、非常に閉鎖性が強い湾です。さらに、昔は盆地だったことから、一度河川等から入ってきた水は、外海へ出ていきにくい特性をもっています。

近年では、これまでに流入した栄養塩の蓄積に起因すると思われる底質悪化や、貧酸素水塊の発生及び浅場の減少等による海洋生物の生息環境の悪化等の課題があり、その対策が求められています。

このような中、本県では、大村湾の環境保全及び流域の活性化等を主眼とした「大村湾環境保全・活性化行動計画」を平成15年度に、第2期行動計画を平成20年度に、それを継承する形で第3期行動計画を平成25年度に策定し、関係市町や多くの住民の皆様などのご協力・ご参加により、施策を実行して参りました。

これまでの取組の成果もあり、大村湾全体の水質は改善傾向にありますが、湾奥部の水質は依然として環境基準を達成しておらず、貧酸素水塊等も毎年発生している状況にあります。

長い年月にわたって変化してきた海を、短期間で劇的に回復させることはできませんが、引き続き生物の力を活用した自律的な環境修復能力を高める取組を第4期行動計画においても推進し、生態系の安定した海を目指します。

また、大村湾だけでなくその流域を含めた広範囲の環境、森・里・川・海が一体となっている、その仕組みを流域に暮らす人々に意識していただく必要があります。

一方、国の第五次環境基本計画には、自然的なつながり（森・里・川・海の連関）や経済的つながり（人、資金等）を構築していくことで、農山漁村も都市も活かす、我が国の地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方が取り入れられています。

大村湾のことを考える人を増やし、一人ひとりが大村湾と関わり、考え、大村湾を地域資源として最大限に活かすことで、将来にわたって海の恵みを受けられるよう行動することが、現在を生きる私たちの責務だと考えています。

「第4期大村湾環境保全・活性化行動計画」では自律的な再生能力をもち、持続的な活用ができる里海をめざし、「宝の海」としてみらいへつなげるよう、各種施策に取り組んで参ります。

第1章 第3期大村湾環境保全・活性化行動計画の検証と評価

1 第3期大村湾環境保全・活性化行動計画の概要

本県では、大村湾及びその流域¹⁾の環境保全及び活性化を図るため、2003年（平成15年）12月に「大村湾環境保全・活性化行動計画」、2009年（平成21年）3月に「第2期大村湾環境保全・活性化行動計画」、2014年（平成26年）3月に「第3期大村湾環境保全・活性化行動計画」（以下「第3期行動計画」とする。）を策定し、大村湾の環境保全等に取り組んできました。

第3期行動計画の計画期間及び基本的な事項については、次のとおりです。

◆第3期行動計画の計画期間

平成26年度～平成30年度（5年間）

◆計画目標

みらいにつなぐ“宝の海”大村湾

◆第3期行動計画における方向性

1. 自律的な再生能力のある里海づくり

海域が本来備えている再生能力の回復を助けることにより、豊富で多様な生物相による円滑な物質循環を再現し、生物の力で環境を自律的に修復できる海を目指します。

2. 持続的な活用ができる里海づくり

産業の振興のみならず、大村湾を活かした人々の交流、自然とのふれあい、スポーツやレクリエーションでの利用、環境保全活動、大村湾に関係する多様な取組により、生活に深く関わるかけがえのない海として人々から認知される宝の海を目指します。

◆施策体系

1. 山から海まで一体となった里海²⁾づくり

2. 生物多様性の保全による里海づくり

3. 賑わいのある里海づくり

4. みんなで取り組む里海づくり

2 第3期行動計画の実績

自律的な再生能力のある里海づくりと持続的な活用ができる里海づくりの方向性のもと、4つの体系の基本的な方向に沿った事業を展開することにより、目標の実現を目指してきました。

第3期行動計画における主な取組の実績は、次のとおりです。

(1) 山から海まで一体となった里海づくり

公共下水道等の整備を行うことにより、大村湾流域の汚水処理人口普及率³⁾は、2012年（平成24年）度末の90.6%から、2017年（平成29年）度末の94.1%まで向上しました。

また、流域別下水道整備総合計画を2015年（平成27年）3月に策定し、3か所の下水処理場において高度処理化⁴⁾に着手しました。

さらに、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、多自然川づくり⁵⁾に取り組みました。

重点施策であった、貧酸素水塊⁶⁾対策については、エアレーション⁷⁾技術の実用化研究に取り組みました。

(2) 生物多様性⁸⁾の保全による里海づくり

希少野生動植物の保護・保全のため、捕獲や採取を禁止する地域指定を行いました。また、希少野生動植物の生息・生育状況を把握するため、モニタリングの現地調査を行い、長崎県レッドリスト⁹⁾の中間見直しを実施しました。

重点施策であった、生物の生息場整備については、廃ガラスによる再生砂¹⁰⁾を活用した浅場を湾内に2か所造成し、海洋生物である二枚貝の生息数の増加が確認できました。

(3) 賑わいのある里海づくり

大村湾周辺の地域産品を含む、長崎県産品ブランド化・販路拡大のための、商談会等を行い、生産者・出展団体等と流通企業等との取扱商品の成約につなげることができました。

重点施策であった、水産業の振興については、ヒラメ、カサゴ、タイワンガザミ等の種苗放流やナマコの資源管理など漁獲量の減少に歯止めをかける取組を行いました。さらに水産資源の維持回復に向けた漁場づくりのため、水産多面的機能発揮対策事業¹¹⁾により藻場や干潟等の保全活動に取り組む漁業者の組織数が、増加しました。

(4) みんなで取り組む里海づくり

環境保全意識を高めるため、県の環境アドバイザー制度¹²⁾を利用した環境教育や、流域市町における河川の水生生物調査¹³⁾などを行いました。

重点施策であった流域自治体との連携については、大村湾をきれいにする会による大村湾沿岸の一斉清掃などを行い、市町と連携した取組により大村湾の環境保全に努めました。また、流域市町では大村湾一周自転車イベントなどが開催され、広域の自治体連携による地域活性化の取組が進められました。

3 第3期行動計画の目標達成状況

第3期行動計画は、みらいにつなぐ“宝の海”大村湾の実現のため、水質目標に加え、各事業の進捗状況を17個の指標で評価することにより同計画を管理してきました。

(1) 水質目標

第3期行動計画の水質目標と2017年（平成29年）度の大村湾におけるCOD¹⁴⁾、全窒素¹⁵⁾、全リン¹⁶⁾の値は表1-1のとおりです。

表 1-1 第3期行動計画の水質目標と達成状況 (単位 mg/L)

	COD (75%平均値)	全窒素 (平均値)	全リン (平均値)
2012年（平成24年）度	2.2	0.27	0.020
2017年（平成29年）度	2.0	0.18	0.017
計画目標 2018年（平成30年）度	2.0	0.20	0.020
達成状況 2018年（平成30年）10月時点	達成	達成	達成

※計画目標についてはCOD（75%値）、全窒素、全リンとも全17環境基準点¹⁷⁾の平均とする

※CODの環境基準達成は、全環境基準点において2.0mg/L以下となることを要する

大村湾の水質は、近年改善傾向にあり、2017年（平成29年）度の値は、COD、全窒素、全リンとも水質目標を達成しました。

特にCOD(75%値平均)については、値が上下する年があるものの、污水处理人口普及率の上昇にみられるようなこれまでの陸域からの負荷軽減対策等により、近年、改善傾向を示しています。（図1-1）

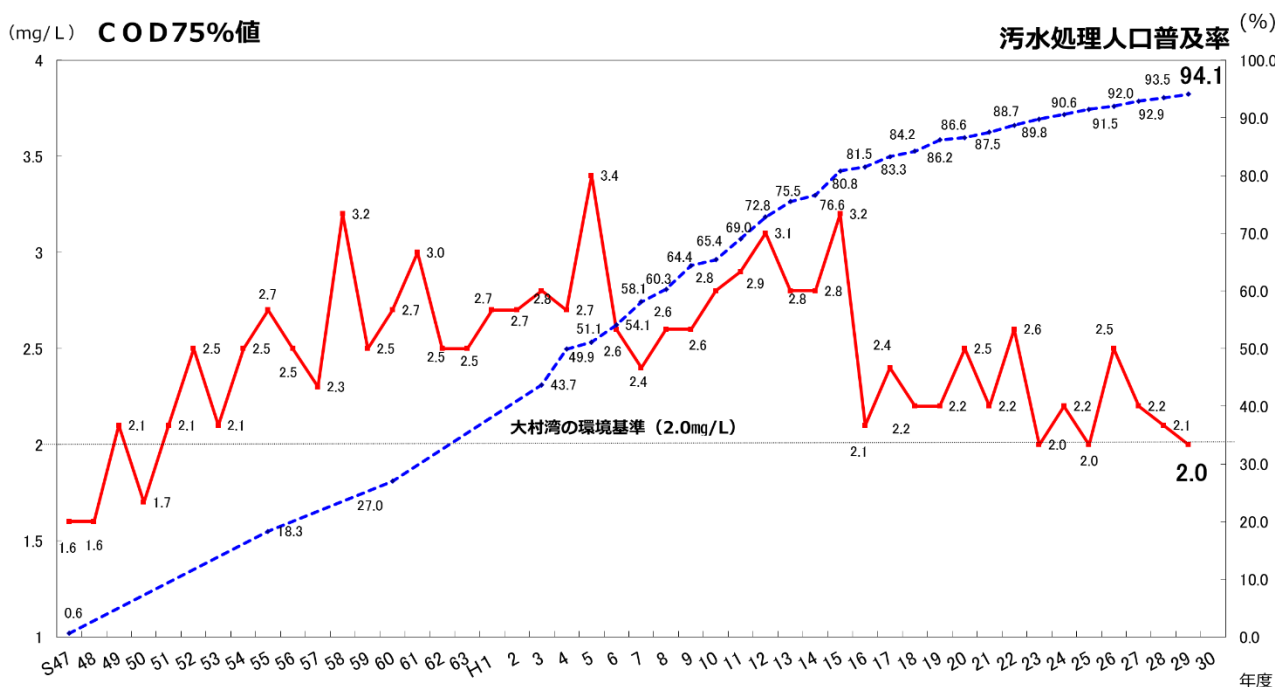


図1-1 CODと污水处理人口普及率の推移

(2) 事業等の取組の目安となる指標

第3期行動計画で設けた、17個の各事業に関する指標の進捗状況については、表1-2のとおりです。

2018年（平成30年）9月末現在、17個中12個の指標で目標値に達しており、その他の指標についても、ほぼ、目標達成に向けて順調に推移しました。

表 1-2 指標の達成状況一覧

大項目	中項目	小項目	指標名	基準値等 (基準年)	目標値 (年)	直近の実績値 (年)	指標の 状況	所管課
I 山から 海まで 一体と なった 里海づ くり	①生活排水等の流 入負荷抑制	汚水処理推進の取 り組み	大村湾流域汚水処理人口普及率	90.60% (H24年度末)	95.00% (H30年度末)	94.1% (H29年度末)	△	水環境対策課
		汚水高度処理に向 けた取り組み	流域別下水道整備総合計画の策 定	計画策定 (H26年度)	計画策定 (H26年度)	計画策定済 (H26年度)	○	水環境対策課
		工場、事業場等を 対象とした排水規 制	大村湾流域排水基準適合率	95.90% (H21～24年度)	100% (H26～30年度)	93.75% (H29年度)	△	地域環境課
	②面源からの流入 負荷抑制	環境保全型農業の 推進	有機・特別栽培に取 り組む面積	1,266ha (H24年度)	2,000ha (H32年度)	1,943ha (H29年度)	△	農業経営課
		森林の有する公益 的機能の持続的な 発揮	整備された森林面積	43,100ha (H23年度)	60,000ha (H32年度)	49,190ha (H29年度)	△	林政課
		資源循環型畜産の 推進	大村湾流域での家畜排せつ物法 に基づく行政指導件数	0件 (H24年度)	0件 (H30年度)	0件 (H29年度)	○	畜産課
	③貧酸素水塊、底 質悪化等への対策	貧酸素水塊、底質 悪化等への対策	貧酸素水塊対策のための取組件 数	-	1件 (H30年度)	1件 (H29年度)	○	地域環境課
II 生物多 様性の 保全に よる里 海づ くり	①生態系の調査	生物のモニタリン グ調査等の実施	専門家による野生動植物の調査 回数	20回/年 (H21年度)	20回/年 (H30年度)	46回 (H29年度)	○	自然環境課
	②希少動植物等の 保護	希少動植物等の保 護	自然環境保全地域等指定数(件)	-	1件/年 (H30年度)	1件 (H29年度)	○	自然環境課
	③生物の生息場整 備	浅場の造成	再生砂等を活用した浅場の造成	-	2箇所 (H32年度)	2箇所 (H29年度)	○	地域環境課
		生物が暮らしやす い環境の整備	緑といきもの賑わい事業(生物多 様性保全)実施箇所数(累計)	-	45箇所 (H32年度)	38箇所 (H29年度)	△	自然環境課
III 賑わい のある 里海づ くり	①水産業の振興	資源管理・種苗放 流による水産資源 の維持・回復	海面漁業生産量	-	1,638t (H32年)	1,687t (H28年)	○	漁業振興課
		水産資源の維持・ 回復に向けた漁場 づくり	環境保全活動件数	-	11件 (H30年度)	11件 (H29年度)	○	漁港漁場課
	④大村湾産品等の 消費拡大	大村湾産品等の消 費拡大	商談会開催回数	-	2回 (H31年度)	3回 (H29年度)	○	物産ブランド 推進課
IV みんな で取り 組む里 海づ くり	①環境への配慮	低炭素・循環型社 会構築に向けた取 り組み	ながさき環境県民会議開催回数	3回/年 (H24年度)	3回/年 (H30年度)	5回 (H29年度)	○	環境政策課 廃棄物対策課
		環境教育等の推進	環境アドバイザー派遣回数	65回/年 (H24年度)	70回/年 (H30年度)	72回 (H29年度)	○	環境政策課
	③地域連携等の取 り組み	大村湾環境ネット ワークによる地域 連携の取り組み	活動発表会等の開催回数	3回/年 (H24年度)	3回/年 (H30年度)	3回 (H29年度)	○	地域環境課

△：取組中、○：目標達成

第2章 第4期大村湾環境保全・活性化行動計画の策定に向けて

1 大村湾の現状と課題

大村湾は、湾の北側に位置する針尾瀬戸と早岐瀬戸の2本の水路で、閉鎖性海域である佐世保湾に通じ、さらに外海につながる二重の閉鎖性海域であり、全国でも特に閉鎖度¹⁸⁾の高い海域となっています。

また、大村湾の流域には、5市5町（長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町）があり、流域内人口は、279,422人（平成29年度末現在）[※]で、本県全体の約20%を占めます。[※]住民基本台帳人口より引用

（1）水質について

本県では、大村湾の水質について昭和47年度から17の環境基準点で毎月、水質モニタリングを行っています。

第1期大村湾環境保全・活性化行動計画を策定した2003年（平成15年）度から2017年（平成29年）度までの水質測定値は図2-1～2-3のとおりです。

CODについては、各種取組を進めてきた結果、2011年（平成23年）度、2013年（平成25年）度及び2017年（平成29年）度には水質目標を達成しており、水質は改善傾向にあると考えられます。

全窒素については、第3期行動計画の期間中は、横ばいであり、計画目標値を下回っています。

全リンについては、年度により値が上下するものの、概ね計画目標値の前後で推移しています。

また、環境基準点別にみた2017年（平成29年）度の水質測定値は、図2-4～2-6のとおりです。3つの項目全てにおいて、第3期行動計画策定以前の2012年（平成24年）度と比較し、環境基準値を下回る地点が、湾奥部を除いて増えてきています。

大村湾の水質は以前より改善していることを、今後広く県民に周知していく必要があります。

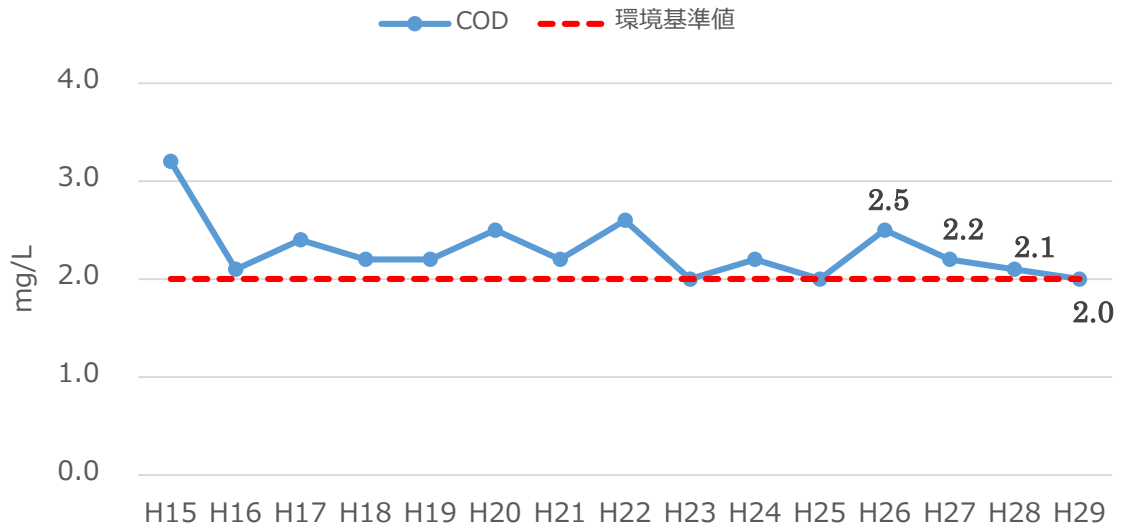


図 2-1 水質測定値の推移 (COD75%値 17 地点平均値)

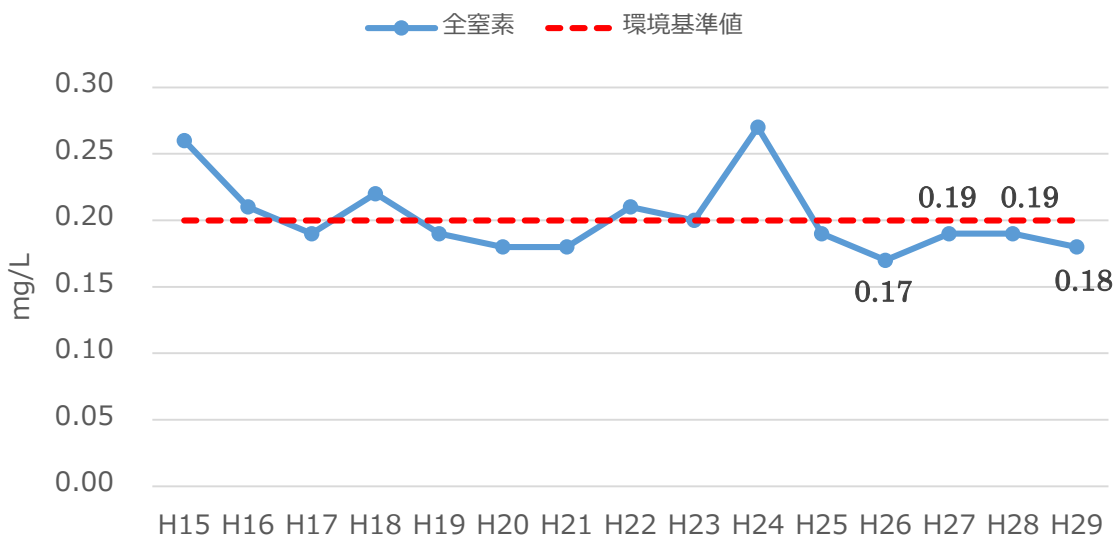


図 2-2 水質測定値の推移 (全窒素 17 地点の平均値)

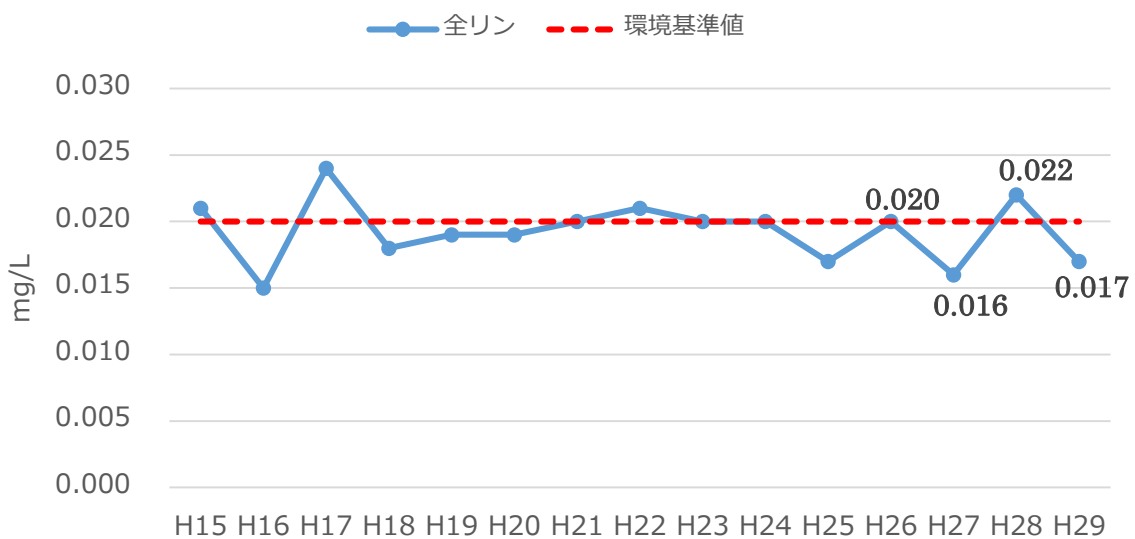


図 2-3 水質測定値の推移 (全リン 17 地点の平均値)

※黄色の着色は環境基準未達成地点

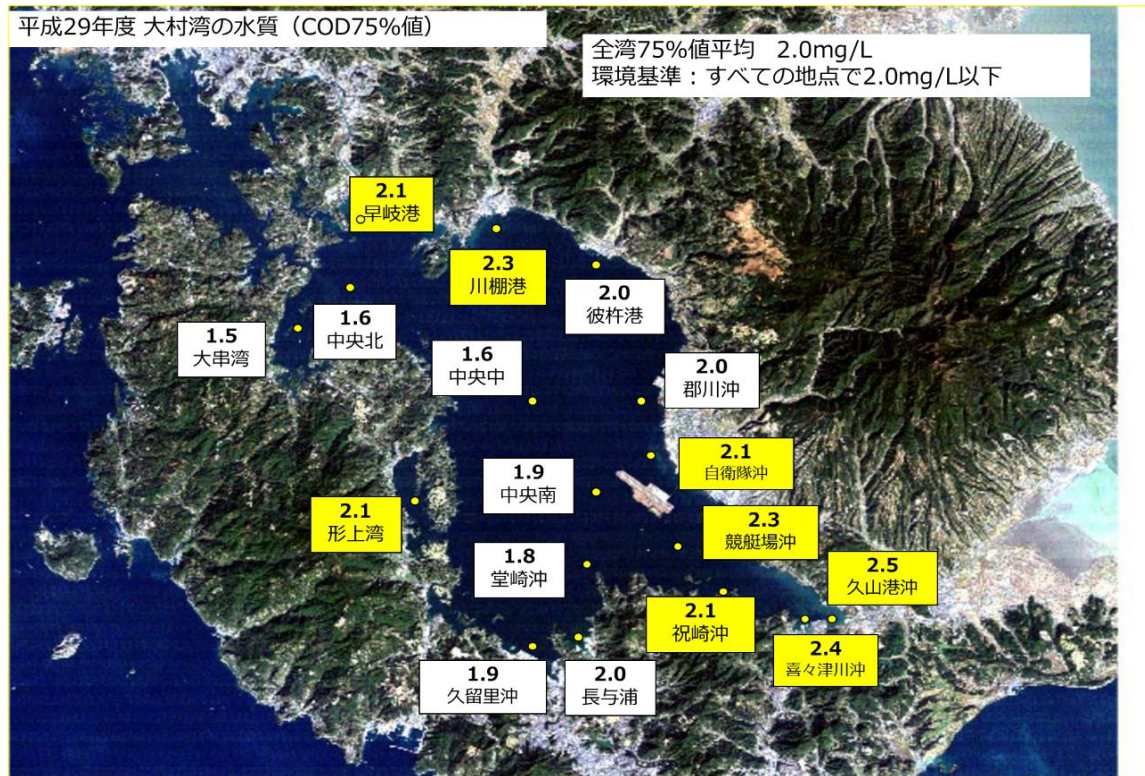
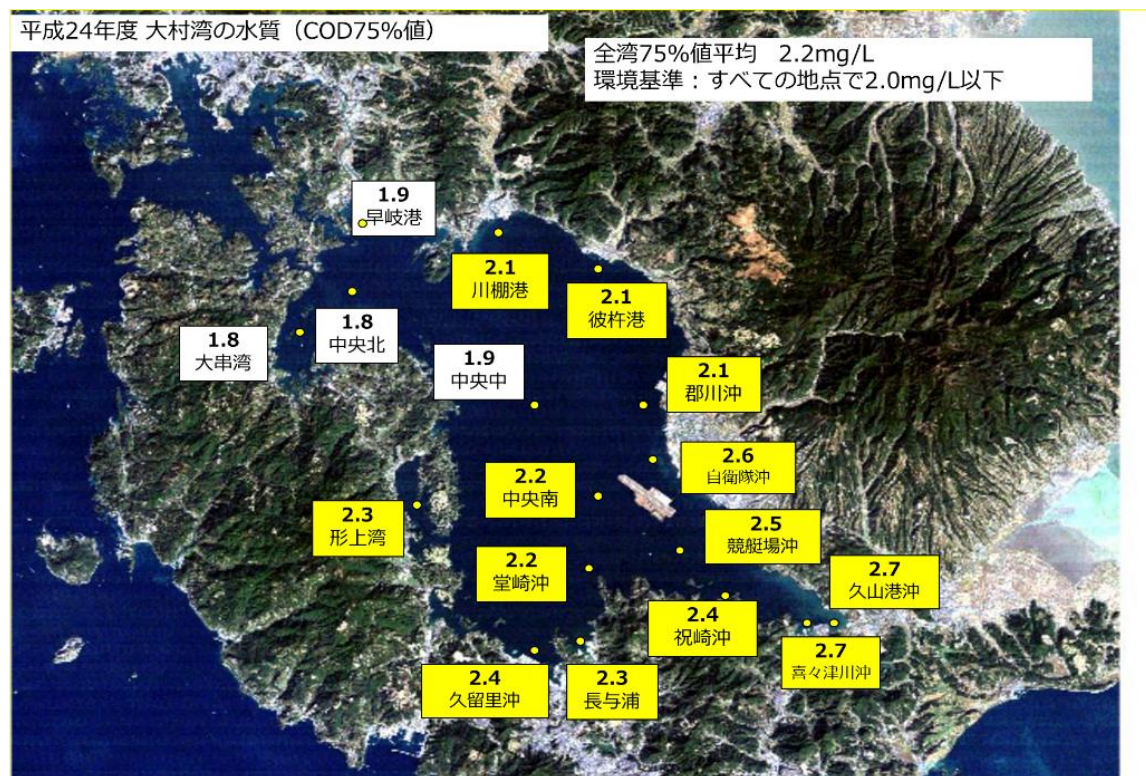


図 2-4 2017 年 (平成 29 年) 度環境基準点別 COD75%値



参考：2012 年 (平成 24 年) 度 環境基準点別 COD75%値 (第 3 期行動計画より)

※黄色の着色は環境基準値超過地点

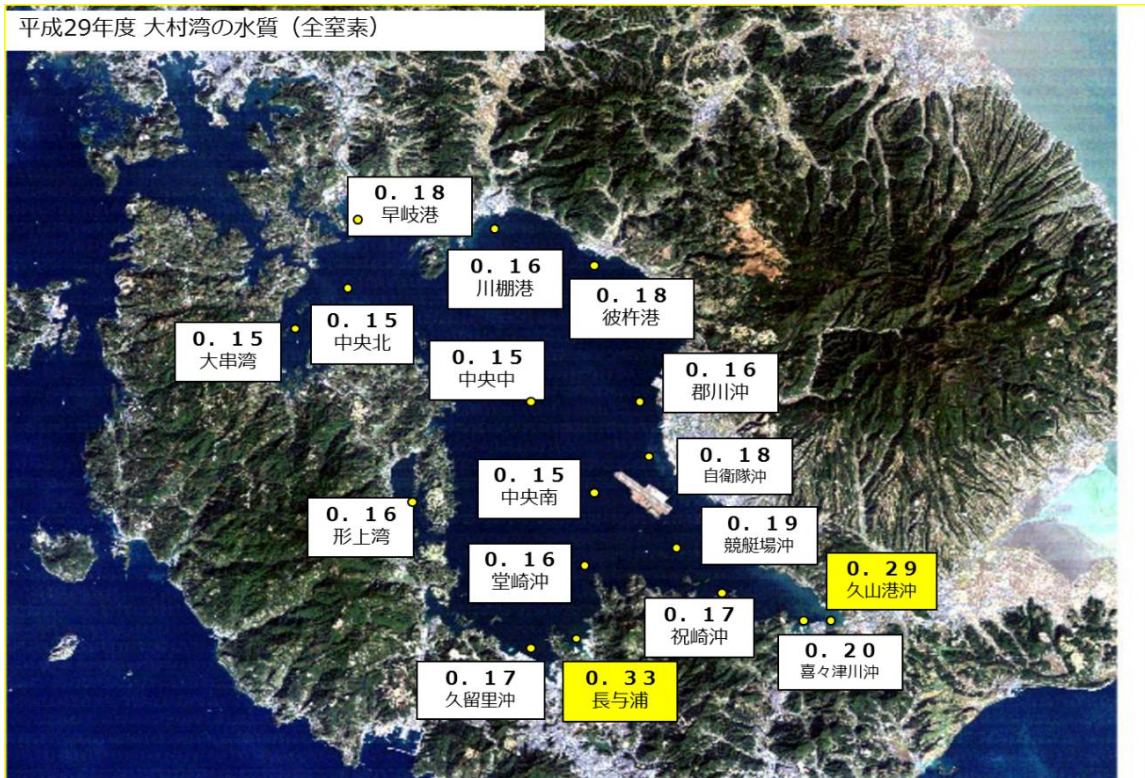
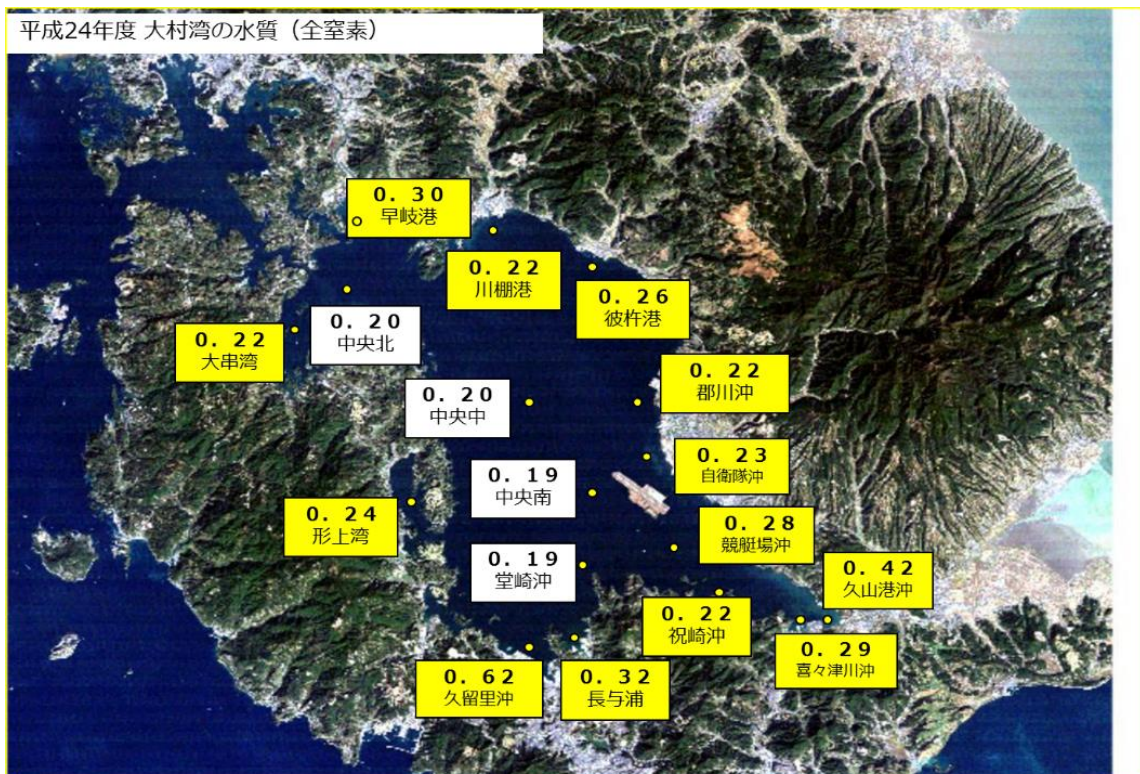


図 2-5 2017 年（平成 29 年）度環境基準点別 全窒素値



参考：2012 年（平成 24 年）度 環境基準点別 全窒素値

※黄色の着色は環境基準値超過地点

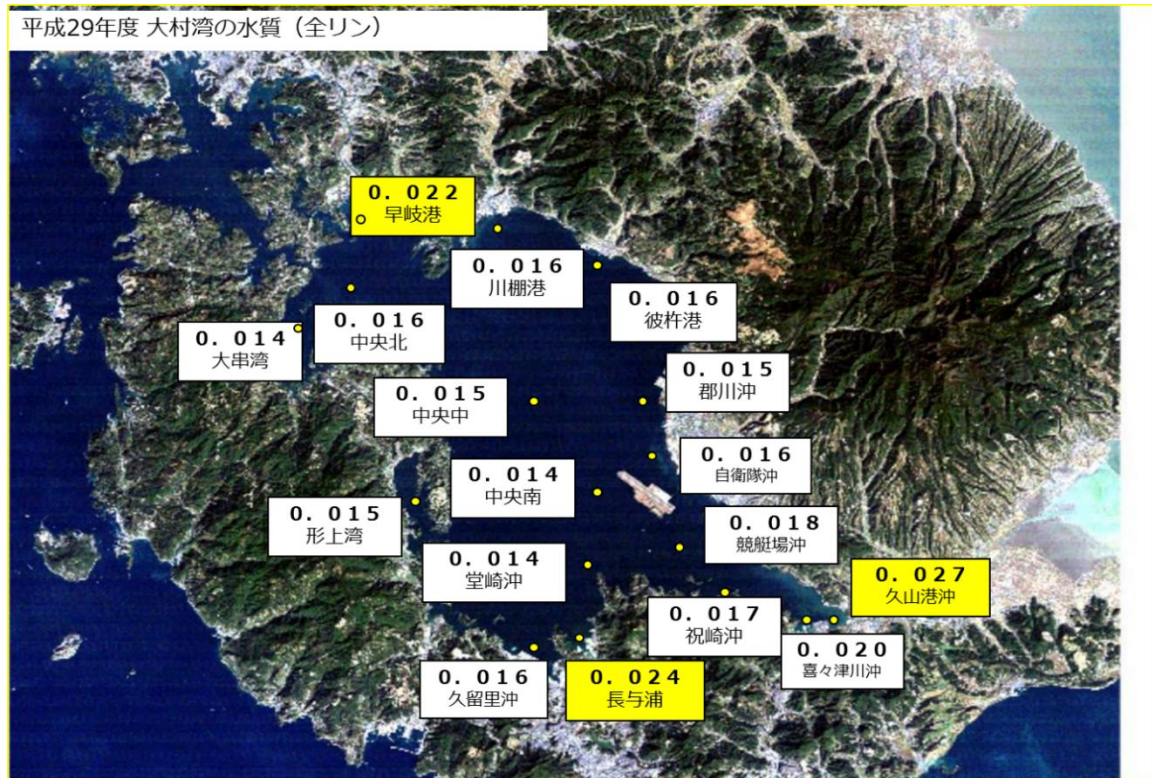
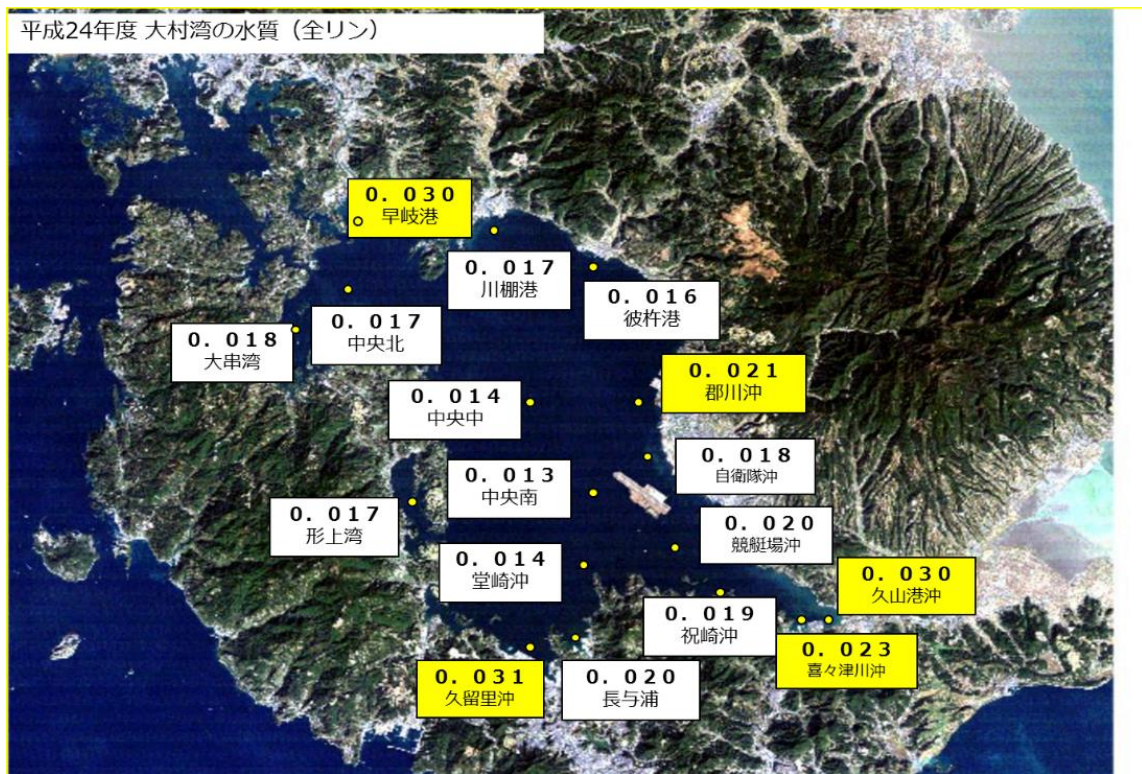


図 2-6 2017 年（平成 29 年）度環境基準点別 全リン値



参考：2012 年（平成 24 年）度 環境基準点別 全リン値

(2) 貧酸素水塊や赤潮¹⁹⁾

大村湾は極めて閉鎖性が高い海域であるため、夏になると表層から底層への酸素供給が制限され、さらに海底付近に沈積した栄養分の分解に酸素が消費されるため、貧酸素水塊が発達します。近年では、2014年(平成26年)9月に大村湾南部の津水湾²⁰⁾において貧酸素水塊が原因と思われる青潮²¹⁾が発生しています。



図 2-7 2014 年に大村湾で発生した青潮の写真

赤潮は、ほぼ、毎年発生していましたが、2017年(平成29年)度は隣接する佐世保湾で発生しているものの、大村湾内での発生は確認されていません。

(※長崎県水産総合試験場 HP の赤潮速報による 2018.10 月閲覧)

赤潮や貧酸素水塊の対策としては、これまで下水道等の整備(陸域からの負荷となる余分な栄養分の制限)、海底耕うん²²⁾(底質環境の改善)、浅場の造成(生物による栄養分の取り込み促進)等に取り組んできました。

また、すでに湾内に過剰となっている栄養分を取り上げることとしては、漁業活動も重要な位置付けとなります。

閉鎖性海域の環境改善には時間を要することもあり、今後も対策を継続していく必要があります。

(3) 生物組成

大村湾の現況を把握するため、公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所による「2015年度沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究報告書(2016年3月)」に記載されている「森川海の総合診断²³⁾」の評価項目の一部を用いて、「大村湾環境レビュー調査」(2018年7月)を実施し、その中で漁獲生物や海域の生物の調査を行いました。

◆漁獲生物の分類群別組成と漁業経営体の変化

「森川海の総合診断」の実施方法に基づき分類(表 2-1)した、大村湾海区(佐世保湾を含む)の魚種別漁獲量は図 2-8 のとおりです。

2014年(平成26年)度の漁獲量は、20年前の約 1/3 に減少しています。

表 2-1 「森川海の総合診断」の魚種分類

浮魚	イワシ類、アジ類、サバ類、ブリ類などの回遊性の魚類 遠洋・沖合漁業で漁獲されるマグロ類やカジキ類は除外
底魚	ヒラメ類やタイ類等浮魚を除く魚類 遠洋・沖合漁業漁獲されるマグロ類やカジキ類は除外
底生動物 (貝類除く)	エビ類、カニ類、タコ類、イカ類、ウニ類やその他の水産動物
貝類	アワビ類、サザエ類、ハマグリ類、アサリ類
海藻類	ワカメ類、テングサ類などの採藻による漁獲

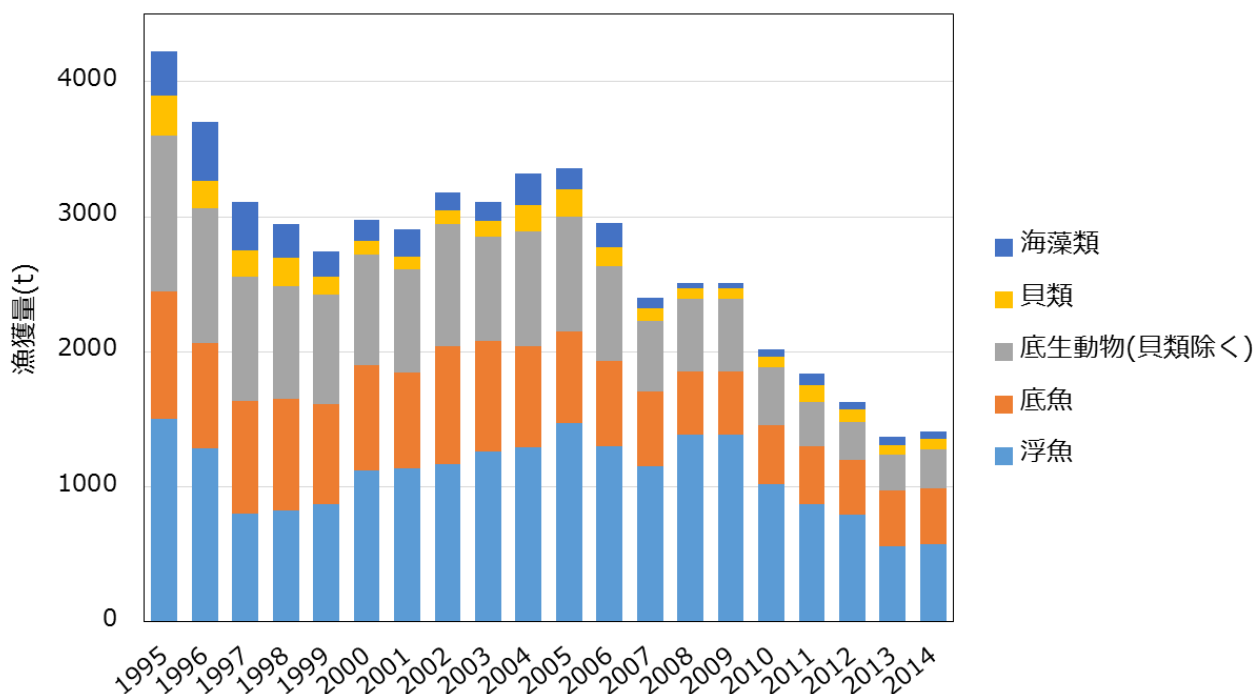


図 2-8 大村湾海区の魚種別漁獲量

出典：農林水産統計年報

また、漁業センサス²⁴⁾による、大村湾における漁業経営体²⁵⁾の推移は図 2-9 のとおりです。

1993 年（平成 5 年）時点で 949 であった漁業経営体数は、2013 年（平成 25 年）には 625 まで減少しています。大村湾内の漁業経営体数は減少傾向にあり、このまま漁業経営体の減少が続けば、漁獲量が減少し、有機物の陸揚げ効果（栄養分を取り上げる効果）がさらに薄れていくことが予想されます。

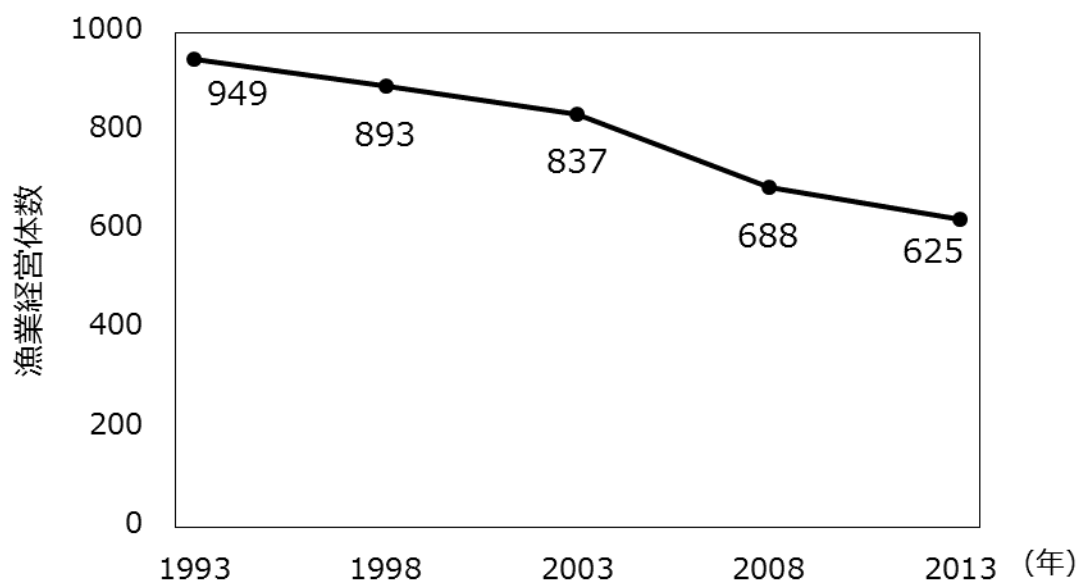


図 2-9 大村湾内の漁業経営体数の変化

◆生物の出現状況

前述の「大村湾環境レビュー調査」により実施した、海洋生物の代表種[※]の出現状況について、表 2-2 に示しました。（※代表種については、全国の閉鎖性海湾 84 海湾の代表種一覧として、海洋政策研究財団（財団法人シップ・アンド・オーシャン財団）の「海の健康診断 考え方と方法（2006 年 3 月）」に記載されているものを参考とした。）

2017 年（平成 29 年）度に調査した結果によると、全ての代表種に該当する生物が出現しており、2006 年（平成 18 年）3 月に報告されている「海の健康診断を活用した大村湾環境評価に関する調査研究報告書」（海洋政策研究財団）の結果と比較して、変化はありませんでした。

生物に関する定期的な継続調査は、環境の変化を把握するために貴重な情報であり、流域住民が海とふれあう機会の創出のためにも簡易的な調査マニュアルなどが必要です。

表 2-2 海洋生物の出現状況

対象生物（代表種一覧）	出現した生物
ニシキウズガイ・リュウテンサザエの仲間	イシダタミ、イボキサゴ（ニシキウズ科）、コシダカガンガラ（ニシキウズ超科）
イガイの仲間	ムラサキインコガイ（イガイ科）
カメノテ	カメノテ
フジツボの仲間	アミメフジツボ、シロスジフジツボ、タテジマフジツボ、ヨーロッパフジツボ（フジツボ科）、クロフジツボ（クロフジツボ科）
シギ・チドリ以外の鳥類	カモの仲間

(4) 流域住民と大村湾の関わり

大村湾周辺では、各種団体が、大村湾流域の河川・海岸・道路・港などの清掃や美化活動、環境学習等に取り組んでいます。

◆大村湾をきれいにする会²⁶⁾

大村湾をきれいにする会は、大村湾内の浮遊ゴミ除去活動や、自治会や漁業協同組合等と連携した沿岸一斉清掃を実施しています。2017年（平成29年）度の一斉清掃参加者は、延べ11,796人でした。また、「大村湾をきれいにしよう！」キャンペーンとして、流域自治体のお祭りや環境に関するイベントなどで、チラシの配布等を行いました。

◆大村湾環境ネットワーク²⁷⁾

これまで、大村湾に関係するNPO法人や民間企業等の環境活動団体が中心となって、各取組を行い、その活動発表会等を開催してきましたが、年数の経過に伴って、ネットワークの維持が課題となっています。

しかし、大村湾に関するイベント情報や関係団体等の活動情報を共有する場、及び意見交換を行う場が必要であるという声もあることから、今後、大村湾の状況や大村湾で活動する団体・イベント等の情報を提供する方策等について検討していく必要があります。

◆海フェスタ大村湾²⁸⁾

流域市町である5市5町とNPO法人や県が連携し、宝の海である大村湾について、次世代を担う子どもや若者を中心とした様々な世代の関心を高めるとともに、海と地域がつながるための事業を実施しています。

各主体によりさまざまなイベントが実施され、特に「大村湾 ZEKKEI ライド」は、大村湾の景色を楽しみながら自転車で周遊する自転車イベントであり、流域住民もボランティアとして参加しています。さらに大村湾流域の特産品等でおもてなしを行うことにより、大村湾の魅力発信にもつながっています。

今後も大村湾を地域資源として活用し、流域自治体が連携した活性化の取組として期待されます。

(5) 「にぎわい」に関する周辺の動き

大村湾流域では、地域の活性化につながる各種取組が進行しており、今後、さまざまな産業の活性化・交流人口の拡大が期待されます。

◆IR（特定複合観光施設）

IRとは、国際会議場や展示場、エンターテインメント施設、ホテル、カジノなどが一体と

なった観光施設のことです。

県は、佐世保市のハウステンボス地域への IR 導入を目指し、2014 年（平成 26 年）度から佐世保市と連携して IR 導入に向けた本格的な取組を進めており、大村湾を中心としたエリアにおいて観光周遊に必要な施設等の開発促進策を検討しながら、交流人口の拡大や新たな雇用の創出などを目指しています。

◆九州新幹線西九州ルート

九州新幹線西九州ルートは、2022 年度に武雄温泉～長崎間が暫定開業する予定です。

県は、未整備区間となっている新鳥栖～武雄温泉間について、整備効果が最も高く、大村湾周辺も含めた県内全域の活性化に寄与するフル規格による整備を目指しています。

2 第 4 期行動計画の策定の趣旨

大村湾の水質は改善傾向にあるものの、湾奥部などでは依然として環境基準が達成されていないため、これまでの取組に加え、新たな取組を検討していく必要があります。

また、沿岸域では護岸整備等が進み、安全性が高まった一方で、海で遊ぶ、海とふれあう機会が減少しています。流域住民が日々の暮らしと大村湾のつながりを意識し、大村湾を宝の海として将来へ受け継いでいくためには、人々の親水意識²⁹⁾の向上が不可欠です。

近年、生物多様性への取組や持続可能な開発目標（SDG s）の理念を踏まえた取組の推進など、大村湾を含む海を取り巻く状況も変化しています。

今般、第 3 期行動計画の策定から 5 年を経過したことから、大村湾の状況と取り巻く環境の変化、第 3 期行動計画の検証を踏まえ、第 4 期行動計画を策定しました。

◆大村湾流域別下水道整備総合計画

大村湾流域別下水道整備総合計画は、2015 年（平成 27 年）3 月に、2040 年度を目標年度として下水道を整備し、大村湾における水質汚濁に係る環境基準を達成することを目的に策定しました。

2040 年における大村湾の環境基準達成のためには、下水道の整備及び下水処理場の高度処理化が必要であり、併せて、第 3 期行動計画のその他の活動（下水道整備、高度処理化以外の負荷削減対策）が必要とされています。

大村湾流域では、すでに 3 か所の下水処理場が、高度処理化に着手していますが、第 4 期行動計画においても、第 3 期行動計画の取組を踏襲しつつ、加速化させる取組が求められています。

◆第五次環境基本計画

第五次環境基本計画は、2018年（平成30年）4月に閣議決定されました。

重点戦略のひとつとして、「地域資源を活用した持続可能な地域づくり」が設定され、「地域循環共生圏³⁰⁾」という、農山漁村も都市も活かす、地域の活力を最大限に発揮し近隣地域等と地域資源を補完し支えあう考え方を取り入れ、地域循環共生圏の創造による持続可能な社会を目指しています。

また、「海」に関連するものとして、海洋保護区³¹⁾の設定及び管理の充実、脆弱な生態系の保全、海洋酸性化³²⁾などへの対応、マイクロプラスチック³³⁾を含む海洋ごみへの対応、海洋汚染の防止、沿岸域の総合的管理、海洋の開発利用と環境保全との調和、海洋環境を的確に保全するための基盤となるモニタリング・調査研究などの施策を総合的に推進していくことが示されています。

◆生物多様性

生物多様性国家戦略（2012-2020）において、2020年までに重点的に取り組むべき施策の方向性として、森・里・川・海の繋がりを確保すること等、5つの基本戦略が設定され、沿岸・海洋域の保全・再生に関しては、主要行動目標のひとつとして自然と共生しつつ、人の手を加えることにより里海づくりの取組を実施することなどが盛り込まれました。さらに2016年（平成28年）にメキシコで行われた「生物多様性条約第13回締結国会議(COP13)」においても、引き続き目標達成に向けた努力が締結国に求められています。

◆持続可能な社会への国際的な取組

2015年（平成27年）9月に開催された国連サミットにおいて、SDGs（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）が採択されました。

SDGsは先進国を含む国際社会全体の開発目標として、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範囲な課題について、17のゴール（図2-10）と169のターゲットが示されています。

海洋環境については、主にSDGs14「海洋・海洋資源の保全と持続可能な利用」（図2-11）が設定されており、本計画の策定趣旨そのものといえます。その他関係の深いターゲットについては、「第4章 施策の内容」において施策毎に示しています。

◆第3期海洋基本計画

平成30年5月に閣議決定された第3期海洋基本計画は、海洋基本法施行後10年が経ち、海洋基本法に定める基本理念を踏まえ、方向性として、「海を活かし、国を富ませる。」「豊かな海を子孫に引き継ぐ、海を身近に。」「海を支える人を育てる。」などが示されています。

◆パリ協定

気候変動枠組条約第21回締結国会議(COP21)で採択された「パリ協定」(2015年12月)により、世界の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑える世界共通の目標を設定しました。地球温暖化は、海水温の上昇や海面水位の上昇にも影響を及ぼし、一部では海洋酸性化への影響も指摘されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



図 2-10 SDGs の 17 のゴール

資料：国連広報センター



SDGs14

海洋と海洋資源の持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

図 2-11 SDGs 14

第 3 章 第 4 期大村湾環境保全・活性化行動計画の基本的事項

1 第 4 期行動計画の目標

計画目標：『みらいにつなぐ “宝の海” 大村湾』

第 3 期行動計画の取組を推進してきた結果、水質の改善に加え、生物多様性が高められるなど、自律的な再生能力や持続的な活用ができる里海の創出に向けて進みつつあります。

そのため、第 3 期行動計画の目標を継続し、大村湾とその流域が一体となって、豊かな生態系と保全された自然環境を保ち、流域に暮らす人々にとっての里海となり、地域の活力を産む“宝の海”として、将来へ受け継がれていくことを目指します。

2 第 4 期行動計画の方向性

(1) 自律的な再生能力のある里海づくり

大村湾全体の環境改善には時間がかかることから、第 3 期行動計画の方向性を維持し、引き続き必要な負荷削減に取り組みます。

また、浄化機能及び生物多様性の確保の観点から、藻場、干潟等の再生、海底耕うん等による底質環境の改善、資源管理など、健全な生態系の保全・再生・創出に向けた取組を引き続き推進します。

豊かで健全な里海づくりを進めていくために、流域全体の水循環を意識し、大村湾が本来備えている再生能力の回復を助けることにより、生物の力で、自律的に環境を修復できる海を目指します。

(2) 持続的な活用ができる里海づくり

美しく健全に保たれた海は、大きな魅力と可能性を秘めています。

現在の大村湾及び流域の環境保全と人々の生活や経済社会活動の調和により、関係する人々が、将来にわたり、大村湾の恩恵を享受することができます。

水産業をはじめとする流域のさまざまな産業の振興や、地域資源の活用を図るためには、海に関わり考える人を育て、大村湾が多くの人に認知される必要があります。

さらに、流域の人々、NPO 法人、大学、企業、各種活動団体などの多様な主体が、協働・連携して取り組むことで、持続的な活用へつながります。

大村湾を活かしたイベントを通じた人々の交流や、自然とのふれあい、環境保全活動等により、大村湾が生活に深く関わっていることを認識し、一人ひとりが海を支えていく社会づくりを進めていくことを目指します。

3 第4期行動計画の体系と施策体系

第4期行動計画では、人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなるという「里海」の概念のもと、流域住民が、大村湾の水質の状況に関することや流域の活性化に関すること及び物質循環でつながる、大村湾とその流域の関係性について考え、計画へ参加しやすいものとするため、環境保全と活性化に関する2つの柱へ体系を整理しています。

1つ目の柱は、「森里川海が一体となった里海づくり」として、主として大村湾の水質保全のための取組をあげており、上流から下流まで、流域を一体として意識するものです。

2つ目の柱は、「みんなで取り組む賑わいのある里海づくり」として、流域住民が大村湾とふれあい、さらにさまざまな主体が連携して大村湾の賑わいを生み出し、大村湾の恩恵を持続可能なものとするための取組をあげています。

自律的な再生能力があり、持続的な活用ができる里海という2つの方向性に沿って、それぞれの柱のもと事業を展開し、“宝の海”大村湾の実現に向けて行動します。

第4期行動計画の体系を図3-1、施策体系は図3-2に示します。

「みらいにつなぐ

“宝の海”大村湾」

自律的な再生能力

I 森里川海が一体となった 里海づくり

- ◆ 流域からの過剰な栄養分の海への流れ込みを少なくすること等により、水質のさらなる改善を図ります。
- ◆ 流域住民も含めた、生物の食物連鎖等により、山から海までの自然のつながりを強化することで、水質改善を加速します。
- ◆ 流域の林業・農業・漁業等に従事する人や住民が、それぞれの立場で海との関わりに気付き、流域の管理と保全に努めます。
- ◆ 大村湾の特性を考慮した対策を検討しながら、水産資源の持続的な活用に取り組みます。

持続的な活用

II みんなで取り組む 賑わいのある里海づくり

- ◆ 多様な人々が、海とのふれあい、環境教育、海岸清掃などを通して、大村湾と関わる機会を創出し、海を支える人材を育てます。
 - ◆ 美しく健全に保たれた大村湾を、地域資源として活用し、将来にわたって海の恵みを受けられるよう取り組みます。
 - ◆ 流域自治体や活動団体等は、協働や連携により、環境保全や大村湾を通じた交流人口の拡大を図ります。
 - ◆ 積極的に、意見交換や情報共有、情報交換を行い、大村湾の認知度等を高めます。
- ◆ ◆ 生物が生息しやすい場所や環境の整備により、水産資源をはじめとして、多様な生物が数多く暮らす豊かな海としていきます。

図 3-1 第 4 期行動計画の体系

「みらいにつなぐ “宝の海” 大村湾」

I 森里川海が一体となった 里海づくり

(1) 流入負荷抑制対策

- ・生活排水対策
- ・工場、事業場等を対象とした排水対策
- ・水質の常時監視

(2) 生物多様性の保全

- ・生態系の調査
- ・希少野生動植物種の保護
- ・浅場造成検討及び造成した浅場の生物モニタリング
- ・生物が暮らしやすい環境の検討と整備

(3) 里地里山の管理

- ・環境保全型農業の推進
- ・森林の有する公益的な機能の持続的な発揮
- ・資源循環型畜産の推進
- ・多自然川づくりの促進

(4) 水産資源の持続的な活用

- ・資源管理・種苗放流による水産資源の維持・回復
- ・水産資源の維持・回復に向けた漁場づくり

(5) 海域環境の保全

- ・貧酸素水塊、底質悪化等への対策
- ・漂流・漂着ゴミ対策の推進

自律的な再生能力



持続的な活用



II みんなで取り組む 賑わいのある里海づくり

(1) 親水意識醸成への取組

- ・海とふれあう体験活動の実施
- ・河川の水生生物調査

(2) 環境への配慮

- ・低炭素・循環型社会構築に向けた取組
- ・環境教育の実施

(3) 地域資源の活用促進

- ・観光の振興
- ・スポーツ等の推進
- ・特産品等の消費拡大

(4) 流域連携・協働取組の推進

- ・大村湾をきれいにする会との連携
- ・活動団体・流域自治体等との連携
- ・大村湾横断架橋に関する検討

図 3-2 第 4 期行動計画の施策体系

4 第4期行動計画の指標

第4期行動計画は、2つの方向性と2つの大きな柱によって、計画目標の実現を目指します。

より明確に計画の実施状況を把握するため、大きな柱毎に、指標を設けます。

また、各事業の取組の目安となる指標についても個別に設定し、その両方の指標に基づき、達成状況を評価します。

指標や目標値については、第4期行動計画の計画期間中においても、流域住民等の意見を取り入れつつ、進捗管理及び見直しを行い、上位計画との整合を図りながら効率的で実効性のある計画を推進していきます。

5 第4期行動計画の期間

第4期行動計画の計画期間は、上位計画である長崎県総合計画³⁴⁾や長崎県環境基本計画³⁵⁾の計画期間の終期と整合を図るため、2019年度～2025年度までの7カ年間とします。

第4章 施策の内容

1 森里川海が一体となった里海づくり

大村湾流域が一体となり、森・里・川・海それぞれの場所における海との関わりに気付き、各事業に取り組むことによって、水質の保全等のため、行動していきます。

それらの活動の状況を全体として把握するため、水質目標の毎年の達成を目指します。

指 標

	COD (75%平均値)	全窒素 (平均値)	全リン (平均値)
2017年度	2.0	0.18	0.017
計画目標	2.0 以下	0.20 以下	0.020 以下
大村湾の 環境基準	2.0 以下	0.20 以下	0.020 以下

※計画目標については、COD(75%値)、全窒素、全リンとも湾内全17環境基準点の平均

※CODの環境基準達成は、全環境基準点において、2.0mg/L以下となることを要する

大村湾全体の水質の改善傾向を継続させ、計画目標だけでなく、環境基準達成のため、第4期行動計画においてもさまざまな取組を実施していきます。

(1) 流入負荷抑制対策

現状と課題

◆汚水処理人口普及率は2012年(平成24年)度末と比較し、2017年(平成29年)度末で3.5ポイント上昇しました。



表 4-1 大村湾流域の汚水処理の状況

	2012 年度末	2017 年度末
汚水処理人口普及率	90.6 %	94.1 %
流域人口	278,863 人	279,422 人

- ◆流域別下水道整備総合計画を策定（2014 年度）し、3 か所の下水処理場で高度処理化に着手しました。
- ◆工場・事業場に対する立入調査を実施し、違反した工場・事業場に対する指導を行い、改善状況を確認しました。
- ◆水質の改善傾向の維持や湾奥部における対策が必要です。

取組の方針

- ◆水質の改善傾向を維持するため、流域市町と連携し、汚水処理人口普及率の、さらなる向上を目指します。
- ◆水質汚濁防止法等に基づく流入負荷抑制の取組や環境監視を行います。

具体的な取組

- ◆大村湾流域において、下水道施設のストックマネジメント計画³⁶⁾に基づき、改築や更新を実施します。
- ◆大村湾南部流域下水道³⁷⁾事業により、高度処理化工事を順次施工していきます。
- ◆流域市町においても、公共下水道事業や、浄化槽整備事業等に計画的に取り組みます。
- ◆流域の工場・事業場等からの排水を監視することにより、排水基準適用事業場が、排水基準を満たすよう管理していきます。
- ◆大村湾及び大村湾流入河川において、環境基準の達成状況や経年変化等を、長崎県公共用水域の水質測定計画に基づき、把握します。

指 標

	基準値	目標値
大村湾の 汚水処理人口普及率	94.1 % (2017 年度末)	97.7% (2025 年度末)
大村湾流域 排水基準適合率 ³⁸⁾	93.75% (2017 年度)	100% (毎年度)

(2) 生物多様性の保全



現状と課題

- ◆保護が必要な野生動植物種の捕獲・採取等を規制する地域指定を行いました。
- ◆大村市や時津町の地先に再生砂を活用した浅場造成を行い、アサリなど海洋生物の定着が確認されました。
- ◆希少野生動植物は開発等の外圧により生息・生育環境の悪化等の影響を受けています。
- ◆造成した浅場は生物の生息の場となりつつあるものの、アサリなどはエイ等による捕食が確認されているため、適切な維持管理方法の検討が必要です。



図 4-1 大村市森園公園地先に造成した浅場

取組の方針

- ◆希少野生動植物のモニタリングを継続します。
- ◆浅場や生物の生息環境を保全し、将来に引き継いでいきます。

具体的な取組

- ◆希少野生動植物種の保護・保全のための地域指定の検討やモニタリング調査を実施します。
- ◆造成した浅場の利活用及び維持・管理を、関係団体と協力し、流域住民を交えて実施します。
- ◆造成した浅場における二枚貝等の生息調査を実施します。
- ◆長崎県生物多様性保全戦略³⁹⁾に基づいた各種保全対策を推進するため、県、市町、民間団体において従来の緑化事業に加え、保全地域等の保全事業や希少野生動植物の保護増殖事業に取り組みます。

- ◆流域住民参加型で沿岸域の生き物調査を行い、大村湾における海域の生物調査マニュアルを作成します。

指 標

項目	基準値	目標値
専門家による野生動植物の調査回数	20回 (2018年度)	20回 (毎年度)
希少野生動植物種保存地域 ⁴⁰⁾ 等 指定数(件)	1件 (2017年度)	1件 (毎年度)
大村湾沿岸に再生砂で造成する浅場に 生息が見込まれる二枚貝の個体数	0個体 (2014年度)	160万個体 (2020年度)
緑といきもの賑わい事業 ⁴¹⁾ (生物多様性保全)実施箇所数(累計)	27箇所 (2014年度)	45箇所 (2020年度)

(3) 里地里山⁴²⁾の管理



現状と課題

- ◆沿岸地域で、環境保全型農業⁴³⁾の取組が、拡大しました。
- ◆森林の整備について目標よりも遅れがみられていますが、2017年(平成29年)度から、ながさき森林環境税⁴⁴⁾の補助対象に市町営林が加わり、森林整備が進められています。
- ◆里海の環境保全には、流域の里地・里山、里海に通じる河川等の管理が必要です。

取組の方針

- ◆環境保全型農業を実践します。
- ◆森林の持つ、公益的機能⁴⁵⁾の推進を図ります。
- ◆資源循環型畜産⁴⁶⁾を推進することにより、畜産系流入負荷の低減を図ります。
- ◆河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するため、多自然川づくりに取り組みます。

具体的な取組

- ◆環境保全型農業の推進のため、推進協議会の開催や環境にやさしい現地実証試験、土壌診断等による施肥改善及び研修会を実施します。
- ◆化学肥料・化学合成農薬の使用量を通常の5割以上低減する取組に併せて、カバークロップ⁴⁷⁾、堆肥の施用等地球温暖化防止や生物多様性保全に効果がある取組を行う個々の農業者の集団等に対し支援します。
- ◆国際水準のGAP⁴⁸⁾を実践する農業者や生産組織等の普及と拡大のため、啓発や推進活動に取り組むとともにGAP認証取得を目指す農業者等へ支援し、GAP実践を指導・支援する指導員の養成と資質向上も図ります。
- ◆農地の排水路末端に沈砂池を設置し、下流域への土砂流出を軽減します。
- ◆森林の持つ公益的機能の高度発揮と、木材生産の増大と循環利用のため、植栽・下刈り・除伐・間伐・枝打等、森林整備を実施します。
- ◆家畜排せつ物法の遵守のための調査・指導等を行い、畜産経営に起因する環境汚染を防止します。
- ◆河川改修事業の際は、周辺の景観に調和し、自然環境を保全・創出するような整備を行います。

指 標

項目	基準値	目標値
有機・特別栽培 ⁴⁹⁾ に取り組む面積	1,943ha (2017年度)	2,000ha (2020年度)
整備された森林面積	46,675ha (2015年度)	60,000ha (2025年度)
大村湾流域での家畜排せつ物法に基づく行政指導実施件数	0件 (2017年度)	0件 (毎年度)



(4) 水産資源の持続的な利用

現状と課題

- ◆大村湾における漁獲量は減少傾向にあり、20年前の約1/3に減少しています。
- ◆ヒラメ資源回復のため、県内の放流推進体制の再構築、放流効果の高い適地に集約して種苗を放流する際の標識放流経費への助成を行い、効果的な放流体制等の検討を行っています。
- ◆沿岸市町でも独自に種苗放流⁵⁰⁾が実施されています。
- ◆水産多面的機能発揮対策事業において、ウニの駆除等の藻場の保全活動及び水域の監視活動を行い、一部で藻場が回復するなど、水産資源の維持・増大に寄与しました。
- ◆藻場や干潟等の保全活動に取り組む漁業者等の組織数は増加しています。
- ◆種苗放流など栽培漁業の推進と資源管理の取組が必要となっています。
- ◆密漁防止活動の効果は見られるものの、毎年違反情報が寄せられており、今後も継続して活動する必要があります。

取組の方針

- ◆大村湾の重要魚種の種苗放流や、資源管理を推進し、生産量の維持・回復を目指します。
- ◆水産資源の維持・回復に向けた漁場づくりに取り組みます。
- ◆密漁を防止するため、漁業者による監視・抑止活動等を継続します。

具体的な取組

- ◆ヒラメは広く回遊する魚種ですが、これまでの取組から、外海に比べ内湾域での放流が県下全域での回収が良いという成果が得られたことから、県では大村湾を始めとする内湾域での稚魚の放流を進め、その効果を実証します。
- ◆市町でも、引き続き重要魚種の種苗放流を実施します。
- ◆水産多面的機能発揮対策事業により、藻場等の回復、海底耕うん、環境保全意識の醸成に取り組めます。
- ◆漁業者による漁場監視及び密漁防止の普及啓発活動に取り組めます。

指標

項目	基準値	目標値
海面漁業生産量	1,630t (2013年)	1,638t (2020年)
環境保全活動件数	11件 (2018年度)	11件 (2020年度まで毎年度)

(5) 海域環境の保全



現状と課題

- ◆ 貧酸素水塊や赤潮は、ほぼ毎年発生している状況にあります。
- ◆ 水産多面的機能発揮対策事業により、漁業環境改善のため海底耕うんを実施していますが、効果の検証を行う必要があります。
- ◆ 漂流漂着ゴミの定期的な回収作業や、住民参加の沿岸清掃を実施していますが、参加者の確保に課題があります。

取組の方針

- ◆ 貧酸素水塊や底質悪化等への対策は、水質モニタリング等を通じて検討していきます。
- ◆ 海岸清掃や浮遊ゴミの除去により、美しい景観と環境保全に努めます。

具体的な取組

- ◆ 水産多面的機能発揮対策事業により、海底耕うんを行います。(再掲)
- ◆ 海底耕うんの効果検証のため、底質調査を実施します。
- ◆ 国立大学法人長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科と長崎県環境保健研究センターとの間における包括連携協力の推進に関する覚書に基づき、大村湾について研究者がお互いに情報交換する等して連携を図ります。
- ◆ 内部が貧酸素・富栄養⁵¹⁾状態であると思われる湾奥部の窪地の調査や、沿岸海域における栄養塩⁵²⁾状態の把握など、貧酸素水塊生成要因に関する知見を集積し、水質改善手法等を検討します。
- ◆ 「大村湾をきれいにする会」と連携し、浮遊ゴミの除去や沿岸域の一斉清掃を実施します。
- ◆ 流域市町や団体においても、沿岸域の清掃や漂着ゴミの回収等を実施し、大村湾沿岸の美化に努めます。

指 標

項目	基準値	目標値
貧酸素水塊対策のための 取組件数	1 件 (2017 年度)	1 件 (2020 年度まで毎年度)

2 みんなで取り組む賑わいのある里海づくり

流域住民が、大村湾を楽しみ、大村湾について学び、ふれあい、里海の恵みをみらいにつなぐ人材となるよう行動します。

大村湾に関わり、地域資源として利活用することで、大村湾が人々の生活の支えとなり、その恵みを将来にわたってつないでいけるよう取り組みます。

指 標

項目	基準値	目標値
大村湾関連体験活動 ⁵³⁾ へ参加した人数	3500 人 (2017 年度)	3650 人 (2025 年度)

(1) 親水意識醸成への取組



現状と課題

- ◆流域市町において、海や河川での体験学習等を実施しています。
- ◆県内で開催された環境イベントにおいて、水生生物の展示・観察等を行い、来場者と身近な水生生物のふれあいの機会を設けました。
- ◆大村湾の現状（改善傾向にある水質、生物の生息状況等）を、流域住民に対して更に周知していく必要があります。
- ◆イベントへの参加者数の減少対策や内容について検討していく必要があります。

取組の方針

- ◆流域住民に、大村湾の実態を知ってもらい、親水意識を向上させるため、自然とふれあう体験学習や、情報発信を充実させます。

具体的な取組

- ◆造成した浅場の利活用及び維持管理を、関係団体と協力し、流域の住民を交えて実施します。(再掲)
- ◆流域住民参加型の沿岸域の生き物調査を行い、大村湾における海域の生物調査マニュアルの作成を行います。(再掲)
- ◆流域市町により、海水浴場等での海の生物とふれあうイベントやマリンスポーツの体験等を実施します。
- ◆流域市町等により、大村湾に流入する河川の生き物調査を実施します。
- ◆県民の野鳥についての保護思想の普及啓発を図るため、探鳥会を実施します。

指 標

項目	基準値	目標値
大村湾体験活動の実施回数	0回 (2017年度)	2回 (2020年度まで毎年度)

(2) 環境への配慮



現状と課題

- ◆地球温暖化等により、水環境や自然生態系など多くの分野で悪影響が懸念されており、一部では海洋酸性化等への影響が指摘されています。大村湾においても、様々な影響が生じる恐れがあります。
- ◆大村湾だけでなく、地球規模の広い視野を持って考え、日々の暮らしの中で、環境にやさしい行動をとることが現代に生きる私達に求められています。

取組の方針

- ◆それぞれの主体（県民、事業者、NPO・大学等）が役割を果たしながら、自主的かつ相互に連携・協働して、環境に優しい取組を実践し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を形成します。
- ◆様々な分野で環境教育を推進し、その実施を支援します。

具体的な取組

- ◆ながさき環境県民会議⁵⁴⁾において、大村湾の環境保全に資する、生ごみ堆肥化等の優良事例について、会議参加団体に周知し、意識啓発と活動促進に努めます。
- ◆環境保全に関する学習会や自然体験活動等を行う団体等を支援するため専門家を派遣します。

指 標

項目	基準値	目標値
ながさき環境県民会議 開催回数	5回 ^{※1} (2017年度)	4回 (毎年度)
環境アドバイザーの 派遣回数	72回 (2017年度)	毎年度設定 ^{※2}

※1 基準値を2017年度の実績としていますが、2017年度は通常1回開催する温暖化部会を2回開催したため、毎年度の目標値は4回としています。

※2 目標値は、毎年度の予算額に応じて設定します。

(3) 地域資源の活用促進

現状と課題

- ◆大村湾特産品を含む長崎県産農水産物のPR及び消費拡大を推進し、「ながさき収穫感謝祭」を開催しました。
- ◆大村湾周辺の地域産品を含む長崎県産品のブランド化・販路拡大のため、商談会を開催することにより、生産者・出荷団体等と流通企業等の取扱商品の成約に繋がりました。
- ◆流域市町において、ペーロン保存会等と連携した体験ペーロンが修学旅行生に対して行われています。
- ◆流域住民への大村湾の認知度向上に加え、流域外への発信も必要です。

取組の方針

- ◆大村湾を地域資源として活用し、交流人口⁵⁵⁾の拡大や恵みの増大につなげます。
- ◆流域市町の連携・主体性を確保しつつ、市町と役割分担しながら地域資源の有効活用について、積極的に後押しを行います。

具体的な取組

- ◆市町、民間団体等が実施する観光交流まちづくり推進事業⁵⁶⁾に対する支援を実施します。
- ◆I Rの誘致を見据えて大村湾周辺で観光周遊に必要な集客・宿泊等の機能及び交通インフラ等の送客機能について検討します。
- ◆大村湾の良好な景観形成に広域で取り組み、大村湾沿岸地域の魅力を向上させます。
- ◆大村湾やその沿岸でのスポーツ等を推進します。
- ◆大村湾流域を含む、県内各地の直売所が、地域の発展に寄与する販売交流拠点となることを目指し、直売所レベルアップセミナーを開催し、セミナー参加直売所の将来ビジョンや実行に向けた行動計画を策定します。
- ◆大村湾やその周辺の地域産品を含む長崎県産品の商談会を開催し、「長崎フェア」取扱商品、定番化商品の拡大を図ります。

指 標

項目	基準値	目標値
商談会開催回数	2回 (2017年度)	2回 (毎年度)

(4) 流域連携・協働取組の推進



現状と課題

- ◆大村湾流域に所在する5市5町は、昭和47年の「大村湾をきれいにする会」設立以降、浮遊ゴミ除去事業や沿岸一斉清掃、啓発事業等に取り組んでいます。
- ◆流域市町や関連団体等の連携により「海フェスタ大村湾協議会」が設置され、大村湾に関するイベント等が実施されています。
- ◆流域市町や関係団体等の活動活性化のためには、情報共有の機会を設けるとともに、広く情報を発信する必要があります。

取組の方針

- ◆「大村湾をきれいにする会」と連携し、大村湾の環境保全のための取組を継続します。
- ◆流域市町や関係団体等が行う地域連携や環境保全及び活性化のための取組の推進を図ります。

具体的な取組

- ◆大村湾の良好な景観形成に広域で取り組み、大村湾沿岸地域の魅力を向上させます。(再掲)
- ◆県 HP 等を利用して、大村湾に関連する情報収集・情報発信を行います。
- ◆大村湾流域の住民や、関係活動団体等との意見交換を行います。
- ◆県及び沿岸市町は、環境美化活動や環境活動に関するイベント等へ、団体や住民と協働して取り組みます。
- ◆大村湾を横断する浮橋架橋については、事業の実現性などについて継続して検討を行います。

指 標

項目	基準値	目標値
大村湾に関する意見交換会の実施回数	0回 (2017年度)	1回 (毎年度)

3 第4期行動計画指標一覧

大項目（柱の指標）	指標名	基準値	目標値
I 森里川海が一体となった里海づくり	水質目標 （CODは、75%値の17地点平均値、 全リン及び全窒素は17地点平均値）	COD 2.0 mg/L 全窒素 0.18 mg/L 全リン 0.017 mg/L （2017年度）	COD 2.0 mg/L以下 全窒素 0.20 mg/L以下 全リン 0.020 mg/L以下 （毎年度）
II みんなで取り組む賑わいのある里海づくり	大村湾関連体験活動へ参加した人数	3500人 （2017年度）	3650人 （2025年度）

大項目	中項目	小項目	指標名	基準値	目標値	
I 森里川海が一体となった里海づくり	(1) 流入負荷抑制対策	生活排水対策	大村湾の汚水処理人口普及率	94.1% （2017年度末）	97.7% （2025年度末）	
		工場、事業場等を対象とした排水対策	大村湾流域排水基準適合率	93.75% （2017年度）	100% （毎年度）	
	(2) 生物多様性の保全	生態系の調査	専門家による野生動植物の調査回数	20回 （2018年度）	20回 （毎年度）	
		希少野生動植物種の保護	希少野生動植物種保存地域等指定数(件)	1件 （2018年度）	1件 （毎年度）	
		浅場造成検討及び造成した浅場の生物モニタリング	大村湾沿岸に再生砂で造成する浅場に生息が見込まれる二枚貝の個体数	0個体 （2014年度）	160万個体 （2020年度）	
	(3) 里地里山の管理	環境保全型農業の推進	有機・特別栽培に取り組む面積	1,943ha （2017年度）	2,000ha （2020年度）	
		森林の有する公益的な機能の持続的な発揮	整備された森林面積	46,675ha （2015年度）	60,000ha （2025年度）	
		資源循環型畜産の推進	大村湾流域での家畜排せつ物法に基づく行政指導実施件数	0件 （2017年度）	0件 （毎年度）	
	(4) 水産資源の持続的な利用	資源管理・種苗放流による水産資源の維持・回復	海面漁業生産量	1,630t （2013年）	1,638 t （2020年）	
		水産資源の維持・回復に向けた漁場づくり	環境保全活動件数	11件 （2018年度）	11件 （2020年度まで 毎年度）	
	(5) 海域環境の保全	貧酸素水塊、底質悪化等への対策	貧酸素水塊対策のための取組件数	1件 （2017年度）	1件 （2020年度まで 毎年度）	
	II みんなで行く賑わいのある里海づくり	(1) 親水意識醸成への取組み	海と触れ合う体験活動の実施	大村湾体験活動の実施回数	0件 （2017年度）	2回 （2020年度まで 毎年度）
		(2) 環境への配慮	低炭素・循環型社会構築に向けた取組み	ながさき環境県民会議開催回数	5回 （2017年度）	4回 （毎年度）
環境教育の実施			環境アドバイザーの派遣回数	72回 （2017年度）	毎年度設定	
(3) 地域資源の活用		特産品等の消費拡大	商談会開催回数	2回 （2017年度）	2回 （毎年度）	
(4) 流域連携・協働取組の推進	活動団体・流域自治体等との連携	大村湾に関する意見交換会の実施回数	0回 （2017年度）	1回 （毎年度）		

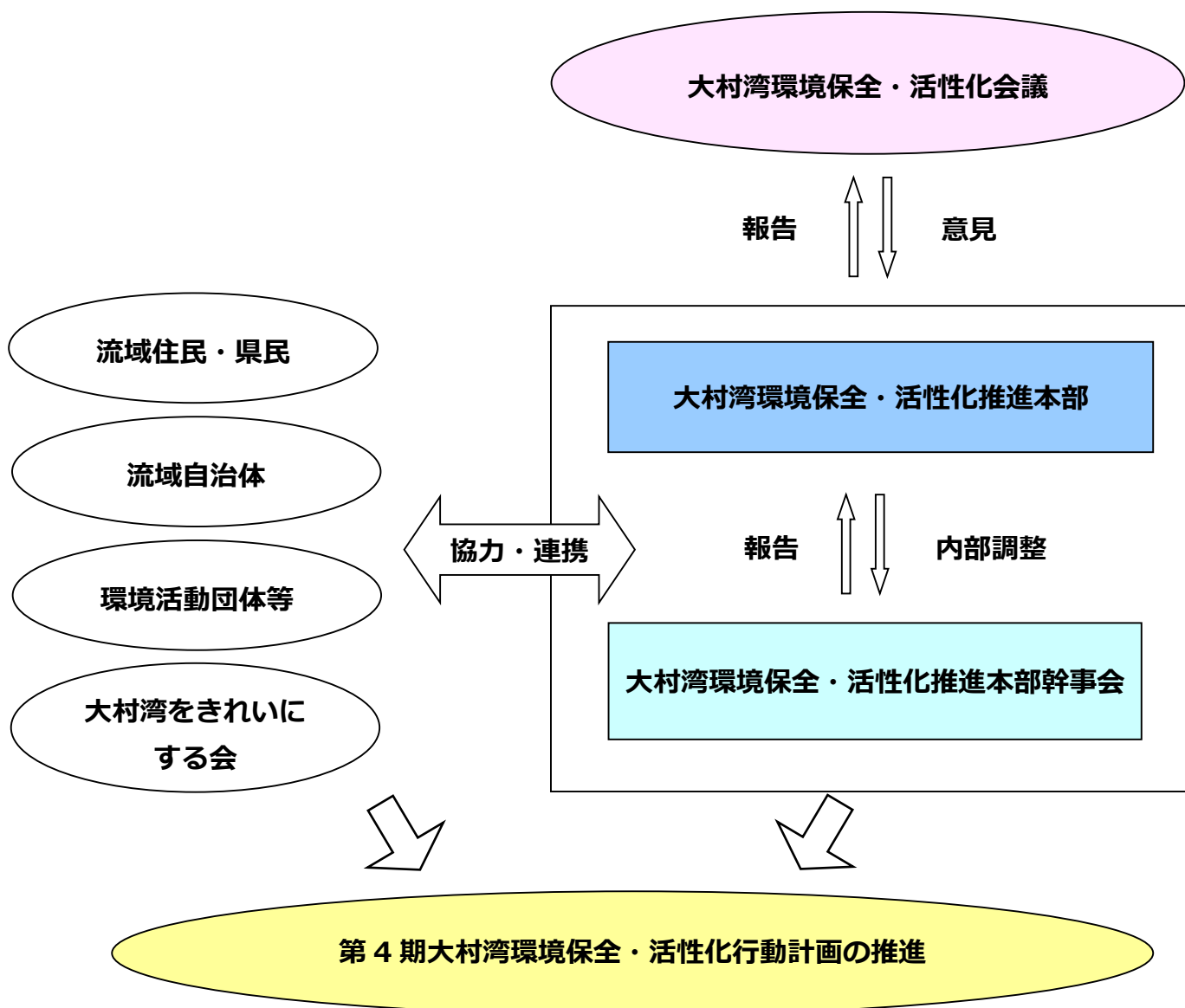
※基準値や目標値は、一部、長崎県総合計画や、長崎県環境基本計画との整合をとっています。
長崎県総合計画等の見直しの際、本計画の指標についても見直す予定です。

第5章 第4期大村湾環境保全・活性化行動計画の進捗管理

第4期行動計画の進捗管理にあたっては、計画の進捗状況を随時県の関係部局が窓口となって、庁内組織である大村湾環境保全・活性化推進本部幹事会が把握します。外部有識者会議である大村湾環境保全・活性化会議において進捗状況を報告し、意見等を踏まえ、各主体と連携を図りながら、第4期行動計画を着実に実行していきます。

さらに、流域市町の意見や事業等も取り入れながら、連携して実行します。

なお、情勢等が大きく変化した場合、上位計画等に合わせた第4期行動計画の見直し等も見据え、流域住民や県民から幅広いご意見をいただきながら、対応していきます。



付属資料

資料 1 大村湾の概況

(1) 位置

大村湾は、北緯33度、東経129度50分付近の、我が国本土最西端の長崎県本土のほぼ中央部に位置する内湾であり、南北約26km、東西約11kmの、ほぼ楕円形をした袋状の海湾です。

その位置は図-付1のとおりとなっています。

出典：環境省「閉鎖性海域ネット」

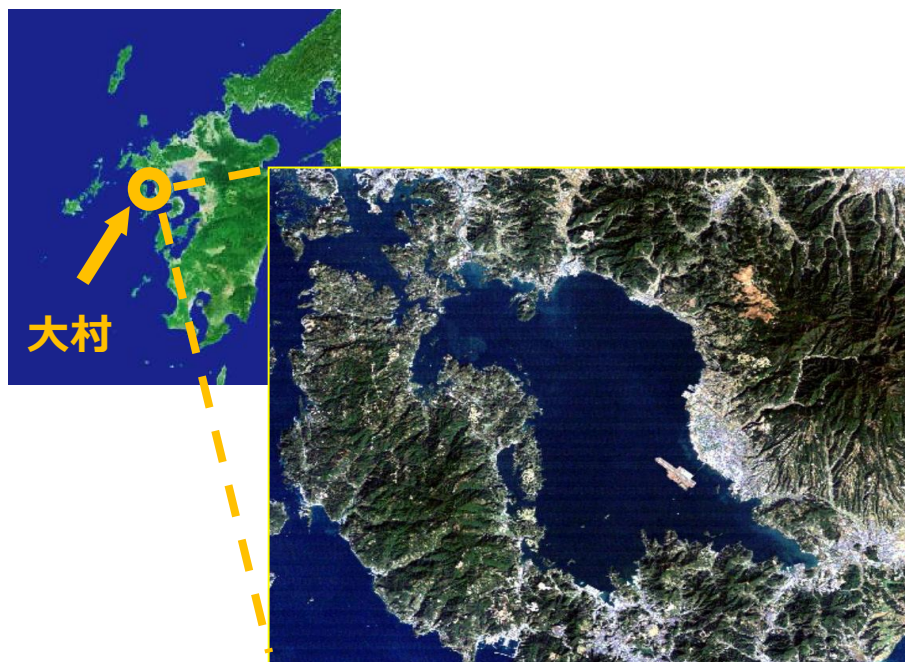


図-付1 大村湾の位置

(2) 地形

大村湾の大きな特徴はその閉鎖性であり、外海との接点である湾口部は針尾瀬戸と早岐瀬戸の2か所しかありませんが、いずれも湾の北部に存在しています。幅も針尾瀬戸が約200m、早岐瀬戸が約20mとあまり広くありません。そのため、潮汐等による外海との海水交換が乏しく、水質が悪化した場合、その回復には長い時間がかかります。

表-付1 大村湾の諸元

項 目		諸 元	
	沿岸海岸総延長	3 1 3 km	
地	面 積	3 2 0 km ²	
	最大水深	5 4 m	
勢	平均水深	1 4 . 8 m	
	容 積	約 4 7 億m ³	
	閉鎖度指標	5 4 . 2 9	
湾	針尾瀬戸	幅 員	約 2 0 0 m 水深 5 4 m
		急潮流	最大時約 9 ノット
		航 路	5 0 0 t 未満の漁船、貨物船
口	早岐瀬戸	幅 員	約 2 0 m (最大 2 0 0 m) 平均水深 3 . 7 m
湾	地方港湾		9 港 (早岐、川棚、彼杵、大村、久山、長与、時津、小口、宮浦)
	5 6 条港湾		2 港 (三浦・船津、小迎)
	漁 港		1 3 港 (針尾、久津、惚津、三越、音琴、千綿、里、松原、東浦、喜々津、伊木力、子々川、白浜)

※出典 沿岸海岸総延長：大村湾沿岸海岸保全基本計画（平成 27 年 12 月）
湾 岸：長崎県の港湾 2016

環境省では、窒素又はリンが海洋植物プランクトンの著しい増殖を促す恐れのある海域として、全国の 88 ヶ所を閉鎖性海域として指定しています。その中でも大村湾の閉鎖度指標[※]は高い方から 5 番目であり、全国的に見ても閉鎖性の高い海域であると言えます。

表-付2 閉鎖度指標の全国上位10海域

項 目		閉鎖度指標
1	京都府 久美浜湾	526.5
2	北海道 コムケ湾	203.54
3	新潟県 加茂湖	117.31
4	静岡県 浜名湖	115.96
5	長崎県 大村湾	54.29
6	北海道 能取湖	49.79
7	北海道 サロマ湖	42.97
8	福島県 松川浦	42.36
9	熊本県他 八代海	32.49
10	高知県 浦戸湾	23.28

出典：平成5年8月27日付環境庁告示第67号

※ 閉鎖度指標

【湾口幅】 その海域の入口の幅 : W

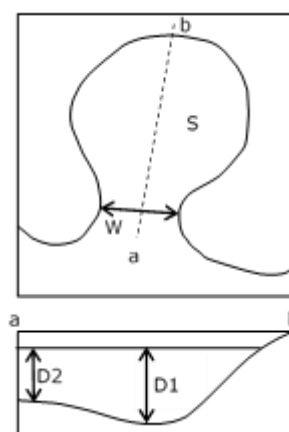
【面積】 その海域の内部の面積 : S

【湾内最大水深】 その海域の最深部の水深 : D1

【湾口最大水深】 その海域の入口の最深部の水深 : D2

【閉鎖度指標】 この数値が高いと、海水交換が悪く富栄養化のおそれがあることを示します。水質汚濁防止法では、この指標が1以上である海域等を排水規制対象としています。

$$\frac{\sqrt{S} \times D1}{W \times D2}$$



(3) 海底地形

大村湾の水深は最大で54m、平均で14.8mの比較的浅い海域です。しかし一方で、水深5mより浅い場所が湾全体の約5%程度と少なく、水質浄化作用や海洋生物を育む機能を担うといわれている干潟や砂浜等の浅場にあまり恵まれていない海であると言えます。さらに、その浅場は昭和50年～平成18年の32年間で約25%が埋め立て等によって消失しています。

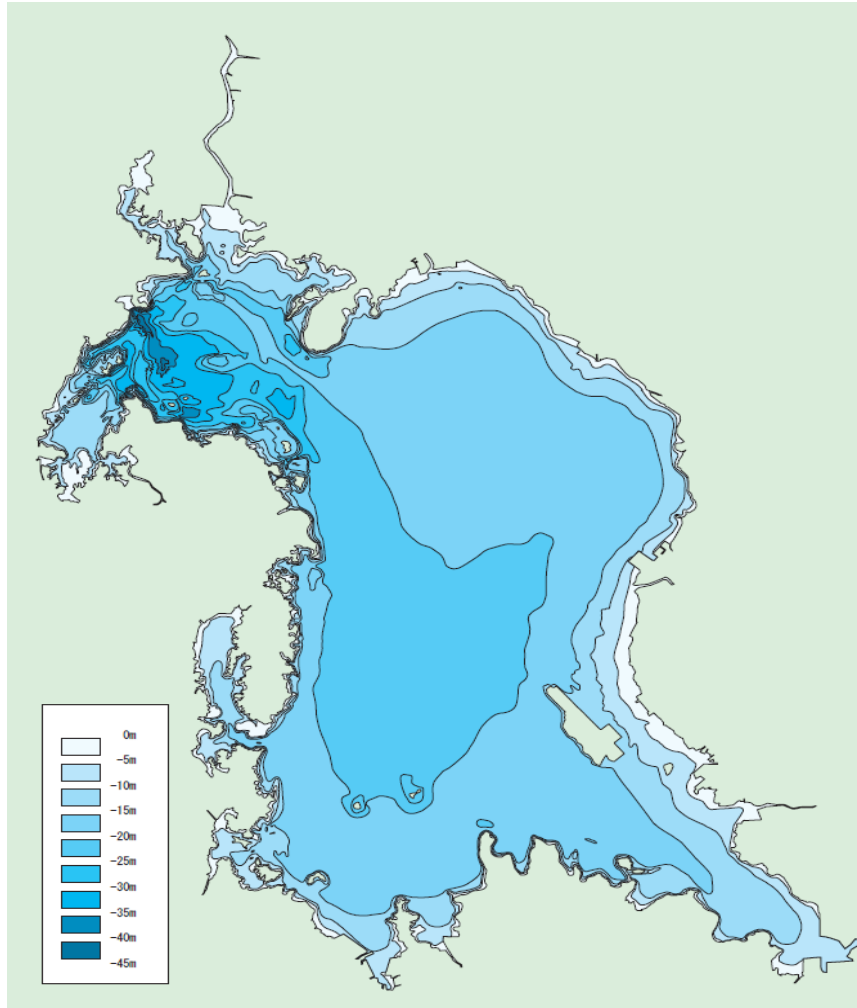


図-付 2 大村湾の海底地形図

(4) 流 域

大村湾の流域は、5市5町（長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町）の範囲に及びます。流域面積は約564km²で、大村湾の面積の約1.8倍です。

流域人口は平成30年3月31日現在で279,422人[※]となっており、同じ時点の本県総人口1,369,047人[※]の約20%になります。

※ 住民基本台帳人口より引用

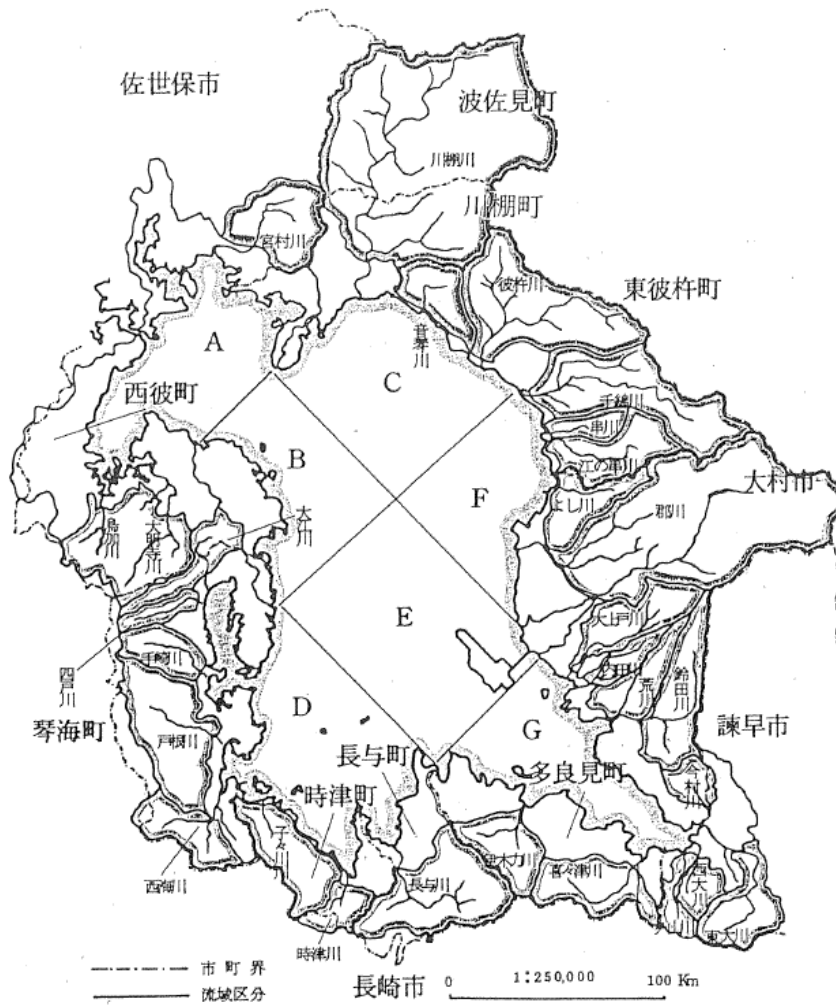


図-付 3 大村湾流域図 (市町名は一部旧市町により表示)

(5) 流入河川

大村湾に流入する河川は全部で 26 水系、58 河川あります。閉鎖性が高い海域であるため、河川からの流入負荷を抑制することが大村湾の環境保全を図るうえで重要になります。大村湾に流入する主な河川は表-付 3 のとおりです。

表-付 3 大村湾における主な流入河川の概要

水系名	流域面積(km ²)	河川延長(km)
1 川棚川	81.44	19.35
2 郡川	54.69	15.94
3 千綿川	27.46	3.18
4 東大川	25.96	9.11
5 彼杵川	25.36	6.78
6 長与川	19.80	8.88
7 大明寺川	19.52	3.88
8 鈴田川	18.00	5.77
9 宮村川	13.34	5.16
10 喜々津川	12.30	5.66

(6) 気象

大村湾付近の気象観測所である長崎地方気象台の気象観測結果（気温及び降水量）について、平年値（昭和63年から平成29年の30年間の平均値）と平成29年の観測値の比較を行いました。（図-付4、5）その結果、気温については、平成29年7月は平年値と比較して1度以上上昇していましたが、逆に12月は平年値と比較して1度以上、下降していました。

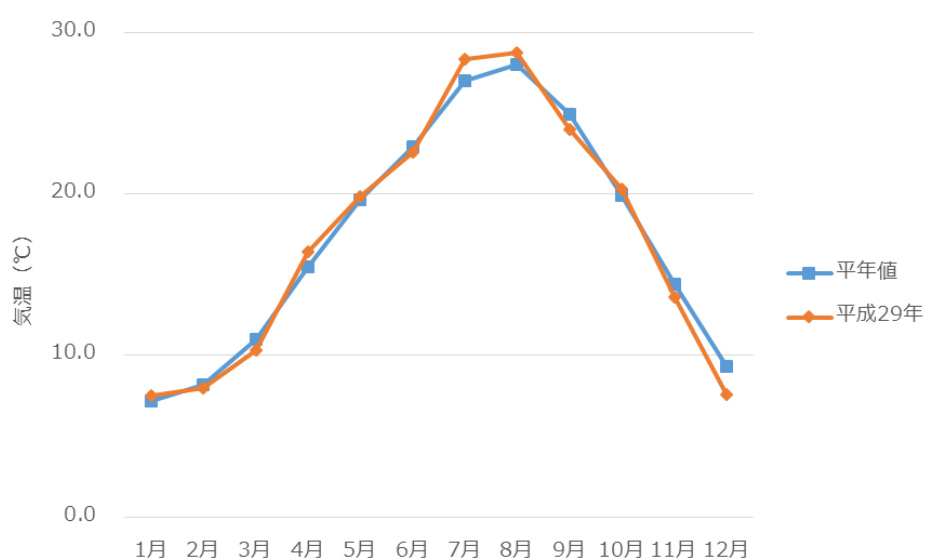


図-付 4 平成 29 年の気温と平年値の比較 出典：気象庁 HP

同じく気象観測結果の降水量について、平年値と平成 29 年の観測値との比較を行いました。平成 29 年 6 月は平年値と比較して約 170mm 降水量が減少しましたが、10 月には平年よりも多かったため（約 180mm）、年降水量は平年値の約 95%程度でした。

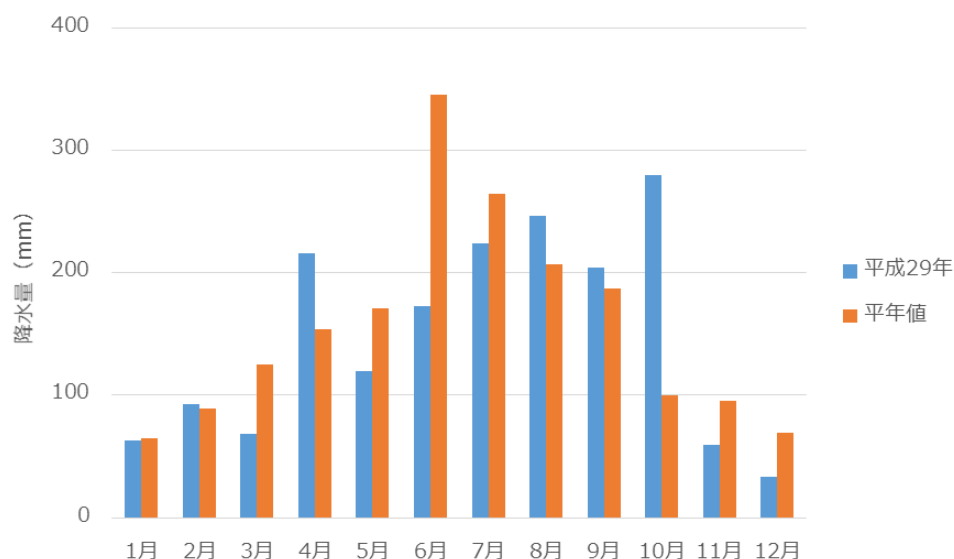


図-付 5 平成 29 年の降水量と平年値の比較 出典：気象庁 HP

北部九州への台風の接近数について、昭和 63 年～平成 29 年の 30 年間の状況を図-付 6 に示しました。平成 25 年以降は平均 3.6 個の台風が接近しており、30 年間の平均値である 3.4 個（データ省略）と、同程度と考えられます。

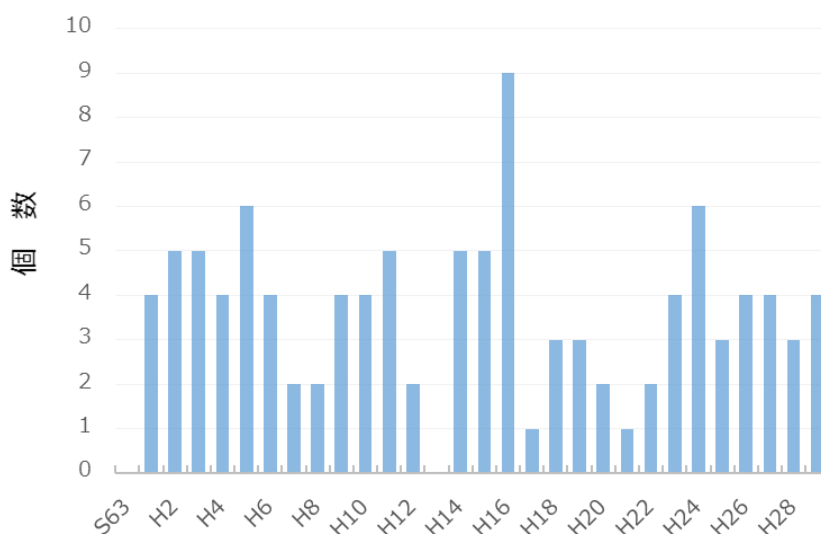


図-付 6 台風接近数の推移（北部九州地方） 出典：気象庁 HP

(7) 自然環境

大村湾の東側には 1,000m 級の山々が連なる多良山系、西側には変化に富んだ海岸線をもつ西彼杵半島が位置しており、美しい自然景観を形成しています。特に、多良山系一帯は、その渓谷美と豊富な生物相により、昭和 26 年に本県最初の県立自然公園に指定されています。

大村湾及び流域には、多くの種類の貴重な動植物が生息し、豊かな生態系を形成していますが、その中でも多良山系は本県内で最も植物相が豊かな地域の 1 つであり、ヤマシャクヤクやセンダイソウは本県では多良山系のみで生育しています。

また、大村湾沿岸においては、夏季に黄色の美しい花を咲かせるハマボウが多く生育しています。哺乳類では国の天然記念物に指定されているヤマネが多良山系に、魚類ではナマズの仲間のアリアケギバチが多良山系を源とする郡川等に生息しており、さらに湾内には生きた化石といわれるカブトガニや、世界で最も小さなクジラの仲間で、生息数の減少が心配されているスナメリが生息しています。

表-付 4 大村湾及び流域における主な希少動植物等

種 類	和 名	生息生育地	カテゴリー	
			長崎県	環境省
維管束植物	ヤマシャクヤク	諫早市、大村市	EN	NT
	センダイソウ	大村市	CR	NT
	ツクシシャクナゲ	多良山系他	VU	—
	ノヒメユリ	長崎市、諫早市他	NT	EN
	ハマボウ	県下各地	NT	—
哺乳類	ヤマネ	多良山系	VU	—
海産哺乳類	スナメリ	大村湾他	EN	対象外
魚類	アリアケギバチ	大村市、諫早市他	VU	NT
剣尾類	カブトガニ	佐世保市、川棚町他	EN	CR+EN

出典：長崎県レッドリスト 2011 中間見直し

《カテゴリー定義》

- ・絶滅危惧Ⅰ類（CR + EN）
絶滅の危機に瀕している種
現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合野生での存続が困難なもの
- ・ⅠA類（CR：Critically Endangered）
ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
- ・ⅠB類（EN：Endangered）
ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
- ・絶滅危惧Ⅱ類（VU：Vulnerable）
絶滅の危険が増大している種
現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
- ・準絶滅危惧種（NT：Near Threatened）
存続基盤が脆弱な種
現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに以降する要素を有するもの

（8）隣接海域

大村湾と接続する唯一の海域である佐世保湾について、水質CODの過去10年間の状況をとりました。その結果は図-付7のとおりです。

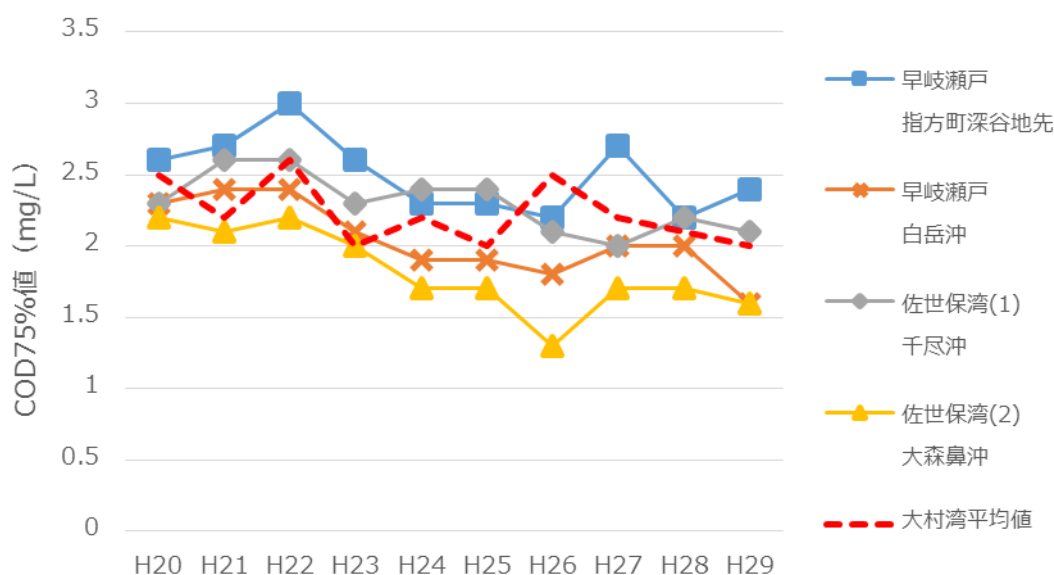


図-付7 佐世保湾内の環境基準点におけるCOD（75%値）の推移

出典：長崎県地域環境課「公共用水域水質測定結果」

(9) これまでの経過

大村湾については、現在に至るまでに水質対策や環境保全のための法律や条例等による規制の取組等が続けられています。その中で主なものは表-付5のとおりとなっています。

表-付5 大村湾の環境保全の歩み

時 期	事 象
1972年（昭和47年）	大村湾における水質モニタリング開始
1974年（昭和49年）	環境基準設定（海域A類型）
1979年（昭和54年）	上乗せ排水規制 ⁵⁷⁾
1985年（昭和60年）	大村湾水質保全要綱告示
1988年（昭和63年）	横出し排水規制 ⁵⁸⁾
1991年（平成3年）	生活排水対策重点地域指定（流域3市8町）
2000年（平成12年）	全窒素・全リンの環境基準設定
2003年（平成15年）	大村湾環境保全・活性化行動計画策定 （計画期間：平成16～20年度）
2009年（平成21年）	第2期大村湾環境保全・活性化行動計画策定 （計画期間：平成21～25年度）
2014年（平成26年）	第3期大村湾環境保全・活性化行動計画策定 （計画期間：平成26～30年度）

資料2 用語の解説

(注釈番号順)

番号	用語	内容
1	流域	地上に降った雨水等は、河川の水となって海に排出される。河川水のもとになっている降水のもたらされる範囲を流域という。
2	里海	人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸域。 生物生産性とは生物が基本的に持っている自己を増やす能力（自己増殖機能）のこと。対象とする生物の増殖が最大になるような環境を提供することによって生産性が高くなる。
3	污水处理人口普及率	下水道、農業・漁業集落排水、浄化槽及びコミュニティ・プラントなどの污水处理施設を、どれだけの方が利用可能であるかを人口で表した指標。 ※污水处理人口普及率 = (污水处理可能人口 / 行政人口) × 100
4	高度処理化	標準的な污水处理に加え、富栄養化の原因となる窒素やリンなどを取り除く処理を行うこと。
5	多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
6	貧酸素水塊	夏季に表層付近で温められた海水は底層の冷たい海水よりも比重が軽く、表層と底層の間の海水の循環が起こりにくくなる一方で、底層においては生物等の活動により酸素が消費されるため、溶存酸素が少なくなった海水塊をいう。 それ自体に含む酸素が少ないうえに青潮等の要因にもなるため、海洋生物に悪影響を及ぼす。
7	エアレーション	空気を水中に放出することにより、水中の溶存酸素濃度の向上や湧昇流による成層破壊等を図る手法。
8	生物多様性	生命の豊かさを包括的に表した広い概念で、その保全は、食料や薬品などの生物資源のみならず、人間が生存していく上で不可欠の生存基盤としても重要。反面、人間活動の拡大とともに、生物多様性は低下しつつあり、地球環境問題の一つとなっている。
9	長崎県レッドリスト	長崎県に生息・生育する「絶滅のおそれのある希少な野生動植物」をリストアップしたもの。
10	再生砂	再生資源により作られた砂。 浅場の造成には廃ガラスを使用し、長崎県リサイクル製品等認定制度により認定された再生砂を使用。
11	水産多面的機能発揮対策事業	環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援。

番号	用語	内容
12	環境アドバイザー制度	長崎県において登録している人材を、学校や地域団体等で主催する環境に関する研修会や自然観察会などに、主催者の要請に応じて、派遣する制度。
13	水生生物調査	河川に生息する水生生物の調査を通し、河川の水質状況を把握してもらう調査。 河川水質の指標となる水生生物を調べることで、水の「きれいさ」を判定することが可能。
14	COD、COD75%値	化学的酸素要求量の略称であり、水中の有機汚濁物質による汚濁の度合いを示す指標。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多い。 75%値：データを小さい順に並べたとき、小さいほうから数えて、全体の75%に位置する値のこと。100個のデータがあれば、75個目の値となる。
15	窒素	空気や地殻に含まれる元素の一種。それ自体は無害であるが、海域への流入量が多い場合は富栄養化を招き、海藻の大繁殖等や赤潮の発生要因の一つとなる場合がある。
16	リン	窒素と同じく元素の1つであり、海域等の富栄養化の要因ともなる物質。
17	環境基準点 環境基準	環境基準点：大村湾等、類型指定がなされた水域について、その水域の水質を代表する地点で、環境基準の維持達成状況を把握するための測定点。 環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。
18	閉鎖度	湖沼・内湾・内海など水の出入りが少ない水域の程度を表す指標。閉鎖度が高いと、一般的に水質汚濁が進行しやすい。 閉鎖度指標の求め方は、付属資料1大村湾の概況(2)地形を参照。
19	赤潮	赤潮とは、植物プランクトン等の微小な生物が異常に増殖して、海の色が赤褐色、褐色、茶色、黄緑色など、様々な色に変わる現象。赤潮の原因となる植物プランクトンは100種類以上といわれ、すべての赤潮が魚や貝に悪いわけではないが、プランクトンの種類によっては、魚介類をへい死させて、大きな漁業被害をもたらすことがある。
20	津水湾	大村湾の最奥部に位置する大村市南部及び諫早市多良見町等が面する大村湾の一部。
21	青潮	貧酸素水塊が強風等により湧昇して表層に到達する際に、貧酸素水塊に含まれる硫化水素等が大気中の酸素と反応して青色から白濁色を呈する現象。赤潮と同様に魚介類の大量死等の被害が出ることがある。
22	海底耕うん	海底の泥を攪拌する(掘り起こす)ことで、泥中に酸素が供給され、生物の生息環境を良好に保つための底質環境改善方法。

番号	用語	内容
23	森川海の総合診断	沿岸海域と沿岸陸域を含める沿岸域の範囲を森から川や海へと拡大し、「沿岸域総合管理」における計画や施策の取組状況を評価する新たな診断手法。「海健康診断」手法で採用されていた生態系の安定性と物質循環の円滑という2つの評価軸に加え、社会科学の観点から沿岸域における人間の社会・経済活動の状況をもう1つの評価軸として取り入れている。
24	漁業センサス	漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業等の漁業をとりまく実態と変化を総合的に把握するために、5年ごとに水産業を営んでいるすべての世帯や法人を対象に行われる全国一斉の調査。
25	漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所のこと。ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
26	大村湾をきれいにする会	大村湾流域の市町等が昭和47年度に設立した任意団体。大村湾における水質及び環境保全を図り、大村湾をきれいにすることを目的としており、一斉清掃や浮遊ゴミの除去等、環境面の活動を連携して実施している。事務局は大村市環境保全課。
27	大村湾環境ネットワーク	大村湾のための活動に係る連携組織として、平成17年に設立された組織。
28	海フェスタ大村湾	大村湾の豊かな恵みを感じていただくため、公益社団法人「日本財団」が実施する「海と日本プロジェクト」の助成を受け、夏休みを中心に、開催。大村湾を囲む市町で、大村湾をたくさん学び、遊び、感じる、イベントを実施。
29	親水意識	川や海などを、身近に感じる意識のこと。 水に親しむことで環境問題などを意識してもらう。
30	地域循環共生圏	各地域が特性を生かし、資源循環する自立・分散型の社会を形成しつつ近隣地域と共生し、広域的なネットワークで地域資源を補完して支え合うこと。
31	海洋保護区	海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域。
32	海洋酸性化	一般的に弱アルカリ性(pH=約8.1)である海洋に、二酸化炭素が多く溶け込むことで水素イオン濃度が高まり、海水中のpHが下がって酸性化する現象。海洋酸性化が進むと、造礁サンゴや有孔虫、貝類などの炭酸カルシウムの骨格を持つ生物が骨格を作りにくくなる。
33	マイクロプラスチック	微細なプラスチックごみ(5mm以下)のこと。マイクロプラスチック及びそれに含有/吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

番号	用語	内容
34	長崎県総合計画	「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」を基本理念とする、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の県政運営の指針や考え方を県民に分りやすく示した総合計画。
35	長崎県環境基本計画	長崎県環境基本条例に掲げる基本理念の実現に向けた取組を推進するために策定したもの。地球温暖化対策、生物多様性の保全、循環型社会の構築等、重要で喫緊の課題を解決する取組を強力に推進することにより、「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」の実現に努めることとしている。
36	ストックマネジメント計画	下水道事業におけるストックマネジメント計画は、目標とする明確なサービス水準を定め、下水道施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための計画。
37	大村湾南部流域下水道	大村湾奥部の諫早市（旧諫早市の西部及び旧多良見町の区域）及び大村市の 2 市にまたがる流域の 1,644 ヘクタールを対象とした県内で唯一の流域下水道事業。
38	大村湾流域排水基準適合率	大村湾流域の全ての工場や事業場等のうち、その排水が法律等で定められた適正な範囲にある工場・事業場等の割合。
39	長崎県生物多様性保全戦略	長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき、多様で特色のある本県の自然環境を将来の世代に引き継ぐため、基本的な考え方や目標、施策の方針を示したもの。
40	希少野生動物種保存地域	長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき指定した希少野生動物種が生育・生息する地で、保護のため重要と認められる地域を指定したもの。当該地域において指定種の捕獲・採取等は原則禁止される。
41	緑といきいもの賑わい事業	平成 20 年度に策定した「長崎県生物の多様性の保全に関する基本的な計画」に基づき、生物の多様性を保全し、未来につながるよりよい環境づくりを目指すために本県が行う事業。対象事業を募集し、それに対する補助を行う。
42	里地里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。食料や木材など自然資源の供給、良好な景観形成、水源かん養や国土保全、身近な自然とのふれあいの場、文化の伝承などの観点からも重要な役割を果たし、生物多様性の観点からも重要。
43	環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

番号	用語	内容
44	ながさき森林環境税	かげがえのない森林を守り育て次世代に引き継いでいくため、森林の恵みを享受している県民の皆様に広く薄く費用を負担いただき、社会全体で森林を支えていく仕組み。すべて元気な長崎県の森林づくりのために使用される。
45	森林のもつ公益的機能	その恩恵が、広く他の人々にも及ぶような森林のもつ機能。水源のかん養、山地災害の防止等が含まれる。
46	資源循環型畜産	畜産環境の保全及び資源の有効利用の観点から、畜産農家において排出される家畜排せつ物等を適切に処理して堆肥として農地に還元することにより、畜産と耕種の連携及び持続的な発展を図るもの。
47	カバークロープ	自身は収穫対象とはならない作物で、土壌浸食の防止や有機物の供給などを目的として、主作物の休閑期や栽培時の畦間、休耕地、畦畔などに栽培される作物。
48	GAP	農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）の略称で、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。
49	有機・特別栽培	有機農業：化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方式。 特別栽培：特別栽培農産物の略称。地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素分量が50%以下、で栽培された農産物。
50	種苗放流	人為的な設備、環境下で生産・育成した魚介類の種苗（稚魚や稚貝）を自然界に放すこと。
51	富栄養	水域において栄養塩類（窒素、リン等）が増加すること。
52	栄養塩	「生物が正常な生活を営むのに必要な塩類」といった栄養分や栄養素の意味で用いられることもあるが、海洋学の分野等においては、一般的に植物プランクトンや海藻などの藻類の増殖を助長する物質をいう。窒素・リンも含まれる。
53	大村湾関連体験活動	第4期行動計画の取組の中で、造成した浅場を利用した自然体験活動など、直接水とふれあうことによる親水意識醸成の取組を対象とする。第3期行動計画では、リバーウォッチングや大村湾ウォッチング、親子ヨット・カヌー体験、体験ペーロン、河川水生生物調査等が実施されており、それらの実績から指標の基準値等は算出した。
54	ながさき環境県民会議	県民、事業者、大学・NPO、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、自主的かつ相互に連携・協働して、具体的な取組を実践し、環境への負荷の少ない持続的な社会を形成することを目的に平成24年6月に設置され、低炭素社会や循環型社会の推進に向けて、各主体で自主的な取組を行っている。

番号	用語	内容
55	交流人口	外部からある地域に何らかの目的で訪れる人口のこと。その地域を訪れる目的としては、通勤、通学、買い物等特に問わない。
56	観光交流まちづくり推進事業	市町、民間、団体等が実施する観光交流まちづくり推進事業に対して支援を行う。
57	上乘せ排水規制	水質汚濁防止法では、国が全国一律の排水基準を定めているが、自然的・社会的条件からみて不十分である場合、都道府県等は条例でこれらの基準に代えて独自に適用するより厳しい基準を定めることができる。これを上乘せ排水規制という。
58	横出し排水規制	水質汚濁防止法で定める全国一律の排水基準について、国が定めた規制項目以外の規制項目を都道府県等の条例で独自に追加すること、または水質汚濁防止法で定める特定事業場以外の事業場についても同様に条例で独自に施設を指定し規制対象へ追加すること。

第4期大村湾環境保全・活性化行動計画

平成31年3月

長崎県環境部地域環境課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

TEL : 095-895-2355

